

372-560

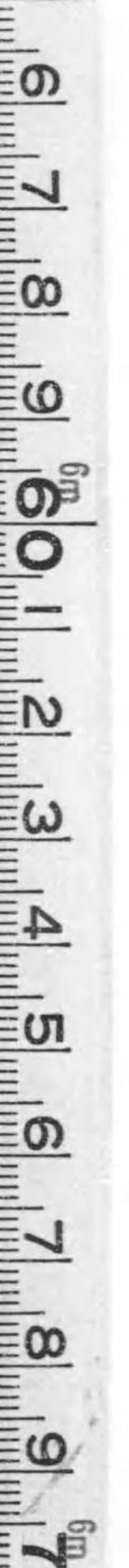


1200501449174

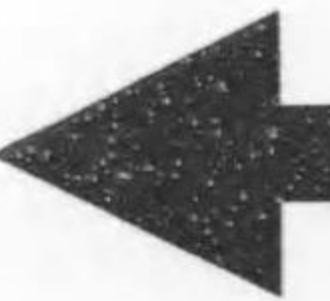
372

富山縣水產會報

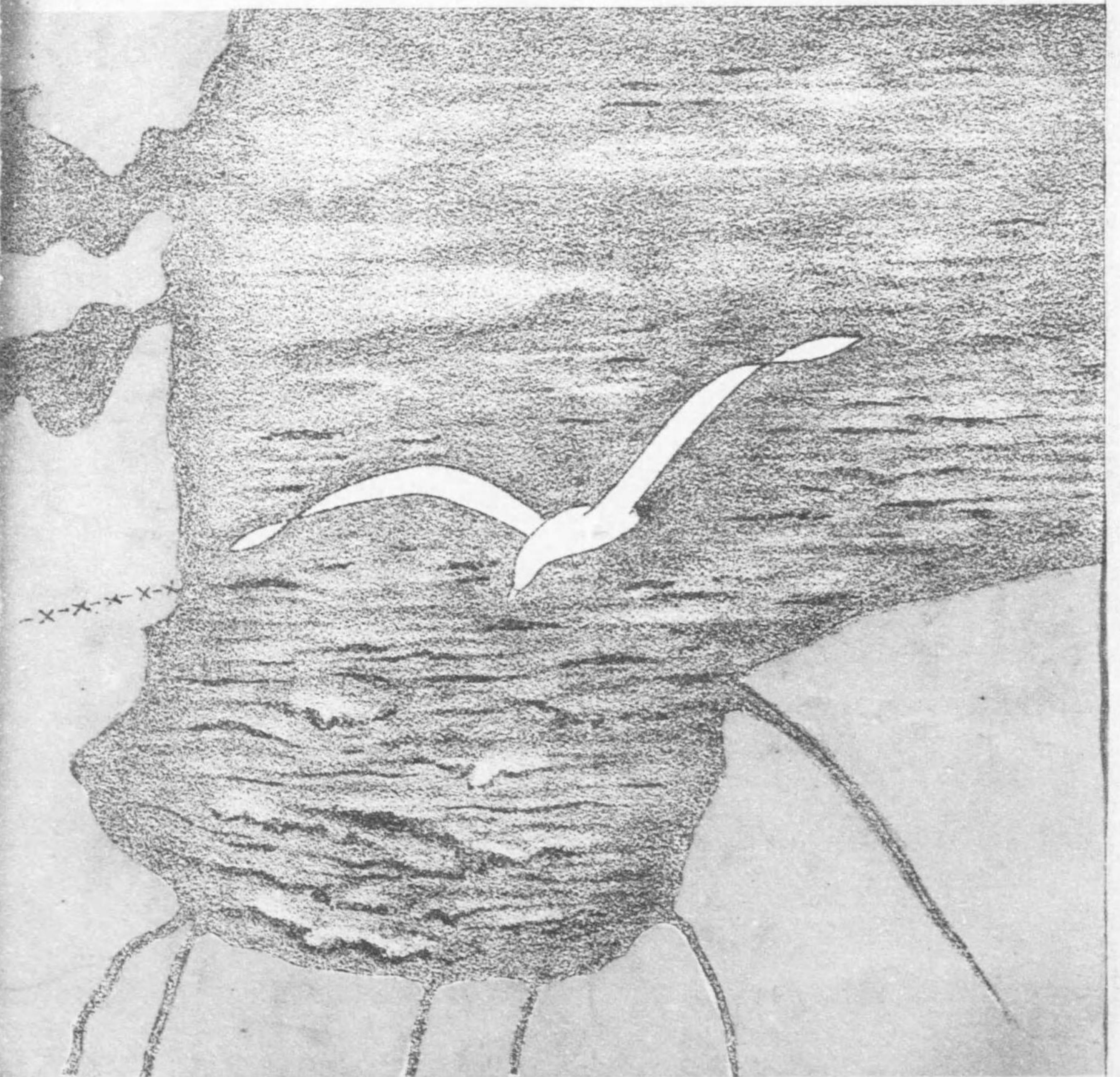
同會發行



始



富山縣水產會報



昭和三年三月十三日
富山縣水產會發行

富山縣水產會報 目次

| | |
|-----------------------|--------------|
| 漁船の速力の話 | 栗田要吉(一) |
| 養鯉の利用試験に就て | 砂原作治(八) |
| 富山縣水產講習所内容充實に關する一私見 | 村上龜次郎(二) |
| 漁船に冷藏設備の普及を望む | 窪木幸作(三) |
| 定置漁具用染料試験の成績 | 富山縣水產講習所(二七) |
| 汚濁水質分析試験の成績 | 同上(二九) |
| 漁業組合長會議の狀況 | 富山縣水產會(二七) |
| 水產製品検査の狀況 | 同上(二七) |
| 漁船機關検査指導の狀況 | 同上(二七) |
| 河川養殖事業の狀況 | 同上(二七) |
| 郡市水產會補助並水產施設事業獎勵金交付狀況 | 同上(二九) |
| 縣下に於ける魚族孵化場一覽 | (九〇) |
| 鱗標識放流の成績 | (九一) |
| 漁業組合規約例の改正 | (九四) |



漁業組合及同聯合會狀況

(九五)

漁業共同施設獎勵金交付狀況▼農山漁村指導委員會の設置▼漁港修築の狀況

▼地方水產行政機關▼魚價低落狀況▼全國水產大法要執行▼鰐製品研究會の開催

富山縣昭和七年度水產關係施設事業の內容

(一〇六)

富山縣水產會通常總會の狀況並昭和七年度施設事業の內容

(一〇八)

都市水產會施設事業一覽(昭和六年度)

(一一三)

帝國水產會總會の概況並昭和七年度施設事業の內容

(一一六)

人 事

(一一八)

漁船の速力の話

栗田要吉



印

筈子に問はずして告ぐるを傲といひ、一を問ひて二を告ぐるを曠といふとあり、造船専門家ならぬ私が船に關する話などを茲に持ち出すことは所謂傲慢の譏りを免れないかも知れないが、發動機漁船の速力の問題は屢々近頃漁業家から質問を受ける事柄であるから、是れに就いて少しく誌面を汚すことを許容して戴きたい。

抛て當世をスピーデ時代といふ、汽車、電車、自動車、飛行機のスピードアップはもとより世上の情實關係や性の問題までが超スピードで展開するさまを見せられるこ、スピードの鈍い私共は唯々驚かされるばかりである、有爲の漁業家が漁船の速力の疾からむことを無暗に希望することも亦やむを得ない勢ひといふものであらう。

▼船の速力を増す方法▲

發動機船の速力を増す爲めには先づ馬力の大なる機關を据附ければいいだらうといふことは凡そ素人でも直ちに考へつくことである、固より機關の馬力を増加すれば隨つて船の速力の増すことは争はれない事實であつて此の理屈には間違はないが、しかし馬力の大なる機關を使用すれば夫れだけ経費が嵩み一定程度を超ゆれば漁業經濟上の破綻を誘致せぬとも限らない、それ故に吾々はなるべく機關の馬力を増加しないで船の速力を増加し得る方法を研究して見なければならない。

抑も船の進行を妨げるものは何であるかといふに、夫れは明かに水の抵抗であることは誰しも認識する

ところであつて、發動機船の進行する理由は其の機關の力が水の抵抗に打勝つからであつて、帆船の進むことも帆に受ける風の力で水の抵抗に打ち勝つて行くからである……このやうに考へて見れば船の進行に當つて船体の受ける水の抵抗を少くするやうに工夫して、船を造れば其の結果に於て機關の馬力を増加すると同様の意味となるから從つて速力を増し得ることが肯んせられる、更に言葉を替へて云へば進行の際に於て抵抗少き船を造れば、馬力を増さなくても速力の疾い船が得らるゝといふことになるのである。

然らば抵抗は如何にして生ずるか及び其の性質を吟味して見やう。

▼船の受け抵抗▲

船の進行の際に生ずる水の抵抗は次の三種に分けることが出来る

- (一) 船と水との摩擦による抵抗
- (二) 船の進行する際に船の周圍に出来る波による抵抗
- (三) 船の形や船底の突出物等によつて起る渦流の抵抗

併して(一)の摩擦抵抗は船の喫水線以下の表面が粗なるか平滑なるか又浸水面積が大きいか小さいか及び其の長短に依つて相違が起るのであつて、浸水面が平滑であれば抵抗少く、浸水面積の小なるものは大なるものよりも抵抗少く、浸水面の長きものは短きものよりも単位面積に對する摩擦抵抗は少いのである。

(二)の波の抵抗は船の進行するとき船首と船尾に起る波の爲めに受くる抵抗であつて船首に起る波は誰もよく注意することであるが、船尾に起る波には左程注意を拂はない人が多いけれども、船の進行を阻害する點から見れば、船尾に起る横波は船首の分出波よりも寧ろ速力の爲めには悪性である。

あつて、船尾に大なる横波の起るやうな船は結局馬力の割合に速力が出ないものである。

一般造船家の使ふ言葉に「速力と長の比」といふのがある、之れは速力と船の喫水線に於ける長さの關係を示す言葉であつて、船の速力(節)と喫水線に於ける長さ(呎)の平方根との比で式で書けば次の如くなる

$$\frac{\text{速力(節)}}{\text{喫水線長(呎)}} = \sqrt{\frac{9}{49}} = \frac{9}{7}$$

此の式で計算して結果が一、三三位になるときは船首の波と船尾の波との干渉に依つて船尾の波は殊に大きくなり波の抵抗は最大となる、今試みに一發動機船に實例を取れば、喫水線に於ける長四九呎、速力九節の船では

$$\frac{\text{速力(節)}}{\text{長(呎)}} = \sqrt{\frac{9}{49}} = 1.28$$

即ち此は一、二八となる譯である。

一般に斯の比が○、九乃至一、〇位から以上になると抵抗の増加率が著しくなつて來るのであつて、普通商船などでは、之れ以上の速力を出すために機関の馬力を増すことは、不經濟となる場合が多いのである、翻つて現今の大發動機漁船を見るに大体總噸數の二倍近くの馬力の機関を採用して居るのであつて、即ち總噸數二十噸位の船であれば、四十馬力位の機関を据附け又十噸位の船は二十馬力位の機関を据附けて居るのであつて斯種漁船の「スピードレンジングスレシオ」を調べて見ると大抵○、九位から一、二〇位になつて居るやうである、極くおほざつぱに云へば大体是れ位の程度迄は抵抗は速力の凡そ三乗に比例して増すのであるから速力も畧ば据附機關の馬力の三乗に比例して増すものと考へてもいゝが、夫れ以上になれば抵抗は益々加はり比一、二六位では抵抗率は三、三乘位になると謂はれて居る。

尤も此の比が一、三三附近の極限を超せば抵抗は再び漸次其の割合を減じては来るが、併し漁船で其のやうな高速力を望むことは經濟的に不可能であらう。

現在發動機漁船の「スピードレンジングスレシオ」でも商船に比較すれば、すつと優つて居ることは次の例を見れば判る

(船の種類)

イ、レバイヤザン(世界最大汽船)

(總噸數五万九千九百五十七噸)

二十四節

○、八七

ロ、秩父丸(我國最大客船)

(總噸數一万七千四百九十七噸)

二十一節半

○、八九

ハ、普通經濟速力の商船

又軍艦では

戰闘艦が ○、九乃至一、〇

(速力) (スピードレンジングスレシオ)

イ、レバイヤザン(世界最大汽船)

(總噸數五万九千九百五十七噸)

二十四節

○、八九

ロ、秩父丸(我國最大客船)

(總噸數一万七千四百九十七噸)

二十一節半

○、八九

ハ、普通經濟速力の商船

又軍艦では

戰闘艦が ○、九乃至一、〇

巡洋艦が 一、〇乃至一、四
驅逐艦が 一、九乃至二、五

位である。

叙上の理由によつて結局造波抵抗を減する手近な方法としては船の長さを増すことが有効であるといふことになる。

次に(三)の渦流による抵抗は喫水線下の船型が悪いときは著しく加はるもので、殊に船尾喫水線下の形狀は最も注意を要するところであつて大体に於て船尾はあまり膨らまないやうにすることが必要である、そして無暗に厚い船尾材や舵柱材を設けること其の他船底に突出物のあることなどは、斯の種の抵抗を増すことになるから速力を得る上からは宜しくないのである。

▼抵抗を減ずる方法▲

以上述べたところを要約すれば、速力を増す爲めには極力抵抗を少くすることが必要であつて、夫れを具体的に言へば

- (一) 船の浸水面が平滑であること
- (二) 浸水面積がなるべく少ないこと
- (三) 船の長さは短いのよりも長いものゝ方が都合がいいこと
- (四) 船の喫水線下の形を研究して渦流の生ぜざるやうにし殊に船尾の形狀等に注意すること
- (五) 船の喫水線下の突出物をなるべく設けぬこと
- (六) 構造上止むを得ずして船底に突出物を設くる場合は之に當る水の抵抗を少くする方法を講ずること等である。

▼ 實際の場合▲

けれども以上は單に速力といふことを主眼として考へた結果であることは申すまでもないことであります、實際の漁船としては安定のこと、強さのこと、操業上の便否等種々なる事情を充分考慮しなければならないから、船を長くすれば速力が疾くなるからと云つて極端に細長くすれば、船の安定も悪くなり又船の縦の強さも弱くなつて、實際航海に當つて危険となるから長くすると言つても、夫れには自ら程度があることは勿論であるから、是れ等の點に就いては専門家の意見を尊重して適當に造らなければならぬ、又船の浸水面積を少くする爲めには造船材の優良品を選び、軽くつて強き材料を合理的に組み合せて、船体を軽く造ることが必要である、其の他船体喫水線下の形狀等は餘程研究を要する事柄であつて、此の點に就ては優秀なる造船技術家に頼らなければならないが、大体を言へば「スピードレンジングスレシオ」一、〇以下のものは船首の細い方が概して抵抗少くして成績良く、之れに反して船首のあまり膨んだものは悪く、「スピードレンジングスレシオ」一、二〇位のものになれば、船首は寧ろ少々膨み船尾の細いものゝ方が良い成績を示して居る。

▼ 馬力と船の速力の關係▲

船を造りあげてしまへば試運轉をして速力を測ることが出来るが、未だ船を造りあげない前に此の船はどれほど速力が出るだらうか……八節か九節か……と此のやうに考へて見ない船主は、おそらく無いやうである、さればこそ私共が工事中の船を見に行くと大底のところで此の「船は何節位出るだらうか……」といふ質問を受けること屢々である、計劃船の速力を知る方法は色々あるが、何れも相當計算が面倒であつて、それを一々茲に紹介することは誌面が許さないが、極大体を知るには次の式で計算して

見るのも一法である

$$\text{速力} = \frac{3}{\text{船ノ幅}} \times \frac{\text{船ノ長} \times \text{馬力}}{3}$$

但し右で注意を要することは速力は節とし、船の長や幅も呪を用ひ、係數は速力の大なるものは八、五位、速力の普通のものは七、五位の數を用ふるのである。例へば普通の西洋型漁船で船の長さ四十五呪、最大幅十一呪の船に三十馬力の發動機を据附ける場合の速力概算は（係數を七、五として取れば）次の如く

$$\begin{aligned} \text{速力} &= \frac{3}{11} \sqrt{45 \times 30} \\ &= \frac{3}{11} \sqrt{1350} \\ &= 7,5 \times 11 \\ &= 7,5 \text{節} \end{aligned}$$

大体七節半位といふことが判るわけである。

又自分の船は速力が遅いから發動機を取りかへて馬力の大なる機關を据附け速力を増したいと思ふとき
例へば現在二十馬力で六節の速力の船を七節の速力にしたいといふ如き場合に何馬力の機關を据附ければいいかを知りたいときには次の算法を用ふれば大体判る——前に述べた如く船の進行の際受ける抵抗
は大凡そ速力の三乗に比例して増すのであるから馬力も三乗の割合で増さなければならないわけで左の
計算の通り約三十二馬力の機關を据附ければ七節の速力が得されることになるのである

$$\text{馬力} \times \frac{7^3}{6^3} = 20 \times \frac{343}{216} = 31.7 \text{ 馬力} \quad (\text{約} 32 \text{ 馬力})$$

しかし實際には三十二馬力といふ發動機は無からうから、此の場合は三十五馬力のものを据附けなければならぬであらう。

(昭・七一一一〇)

養鯉の利用試験に就て

砂原作治

近年縣下農漁村に於て流水養鯉事業が副業として急激に勃興して鯉の生産額が左の通り逐年增加するに至つたのである

昭和三年 一三、四〇七貫 三六、〇三四圓

昭和四年 一七、八六六貫 四五、一二八圓

昭和五年 二七、一一六貫 五七、五一五圓

之は農村に於ては最近農產物や其の加工品が不況の爲著しく下落し、農村の家庭經濟は一層急迫するに至つたので、農家は之が對策として餘剩勞力の利用に意を用ひ、一層養鯉事業を經營する者が續出するの實情になつた爲である

然るに鯉は料理に「生き作り」と云ふものがある位、昔から生きたものでなければならぬとしてゐる慣習がある、然るに一般家庭では主婦が鯉を殺して料理すると云ふことは、仲々出來ない爲に其の需要範圍は今のところ料理屋や仕出し屋方面に限られて居るのである

殊に本縣では高岡を中心として、西礪波方が主に賞味するのであるから、販路が一層狭い従つて廳では鯉は生産過剰になり惹いては價格の下落となり、折角農家の副業として發展したものも一頓座を來すに非らざるやと案せられるのである、其の實際は既に昨年の相場に依つても、大体伺ひ知られるのである、即ち一年中で一番需要の多い、夏の土用頃は一貫外二圓五十錢から三圓五十錢位までも、暴騰したものが昨秋は一圓五十錢位にも下り、更に冬越す品にすれば其の金利を見なければならぬし、賣急げば買手になぶられて鯉苗代や、餌料代もあがらないと云ふ値に落入つたのである、それで養鯉事業を一層有利に導くには肉質の改善、生産費の低減は勿論であるが、一方鯉の販路の擴張を計らねばならぬと思ふのである、又一面鯉の料理方法の普及の一般化を計ることも必要である

そこで本縣水產會ではこの養殖鯉の利用方法として今回鯉の粕漬、鯉の味噌漬、鯉味噌の三種を試製し紹介宣傳に努めてゐる、私は其の製造を囑託されてゐた關係上左に其の概要を記載して参考に資することにした

一、製品の種類 鯉の粕漬、鯉の味噌漬、鯉みそ

一、施行場所

射水郡淺井村富山縣水產會廣上淡水魚族增殖場

一、施行期日

自昭和六年十二月二十一日

一、原料鯉の購入先

至同七年二月二十五日

西礪波郡醸鰈村字横越

醸鰈村養鯉組合長小笠万吉納入

一、製法

(イ) 鯉の粕漬

近年魚介類の粕漬は年末から正月にかけて素晴らしい賣行で歓迎されるやうになつて居る、之は味がよいのと冬期ならば相當永く貯藏が出来ること、使用が便利で重寶であるからであらふ、鯉の粕漬は縣内に於ては出町方面で少しは生産されるらしいが、私が見た製品は切身であつた爲か味が抜け其の上容器が鋤力罐を用ひてあつた爲、其の周圍が黒ずんで外觀が悪くて餘り出来が好くなかったのである、然し鯉は昔から出成魚として日本では五月幟に吹き流される位勢のよい魚であるから、姿のまゝで相當なもののが出来れば面白いと考へて丸のまゝ製造して見たのである

原 料

原料は流水養鯉の二年鯉で冬園にされんとして居つた、肥満せる活鯉を用ひたのである
大きさは一尾百二十匁内外のものである

活 鯉 一一〇尾
重 量 一三貫六七〇匁(平均一尾約一二五匁)

調理

鯉は頭骸部を強打して即死せしめ尾柄部より鱗と皮の間へ刺身庖丁を入れて、鰓孔まで搖り動かし鱗のみを剥ぎ去り次で脊割りに頭部まで開き、鰓、内臓、血腸を除去し更に

「たわし」を以て血液を洗ひ流し清水に投じて充分血抜をしたのである

調理後の重量 一〇貫〇四〇匁(歩留八割七步)

塩漬 血抜が完全に出来れば笊に取り揚げて水を切り後左の割合で撒鹽にして一斗樽(三ヶ)に漬込んだのであるが、此の際特に眼球や鰓蓋部へ多く食鹽を摺込むのである

食 塩 (三等) 七升(一貫二四〇匁)

塩漬は十二月二十一日午後四時から二十三日正午まで約四十四時間なしたのであるが、此の間魚肉が縮り塩分が浸み込むと同時に塩水が約八升位排出されたのである

乾燥 捻漬した鯉は軽く清水で洗ひ次で鯉孔から口孔へ紐を通し、干竿に吊して日乾し魚天の際は風通しの良いところで風乾したのである

乾燥時間は天候に左右されるわけであるが本試験では晴天二日間位であつたのである

十二月二十三日午後二時より

此の間晴天二日

乾燥後の重量 六貫八〇〇匁(歩留五割)

鯉は乾了すれば吊紐を抜き取り腹腔へは木綿に酒粕を包みたものを入れて合せ、一斗空樽に漬込んだのである、其の方法は先づ空樽に酒粕を入れて木綿を敷き前記鯉を並べて木綿を敷き酒粕を詰め、更に木綿を敷きて鯉を乗せ層々斯くの如くにして、一杯にして蓋をなし周圍に目張り紙を貼つて冷處に於て假漬したのである

使用粕は左の通りであるが之は氣温、魚体の大きさ、塩加減並に貯藏期間等に依つて、其の量を考慮すべきは勿論である

酒

粕

八貫二五〇匁(塩乾鯉の十二割)

假漬日數 自昭和六年十二月二十九日至同七年二月二十六日

六十日間

本漬

本漬は販出の際假漬せるものを取り出し、粕を全郡取り落して魚体を拭き、新に味淋で

粘つた酒粕を木綿に包んで腹腔に挿入したのである

酒粕 三貫四〇〇匁

味淋 五合

包装

本漬せるものは「セルファン紙」にて包み、頭部と尾柄部は「絹テープ」にて結び「レツタル」を貼つて製了したのである

(ロ) 鯉の味噌漬

魚の味噌漬は美味しいもので家庭では味噌焼として重寶がられるものであるが、貯藏が長くなると塩辛過ぎるやうになるので製品としては現在餘り市場へは出てゐない、然し鯉のやうな脂肪の多いものは味噌が浸み難いから冬期の製品なら可成り、貯藏も利いて相當のものも出来るだらうと考へて、左の方法で試製して見たのである

原 料

鯉の粕漬の原料と同時に購入したもので、總量は約十三貫六三〇匁程あつたのであるが製造の都合上孵化場の水路に約四十日間活かして置いた爲、使用の際は左の目減りがあつたのである

活鯉 一〇二尾

重 量 一一貫三九〇匁(平均二尾約一一匁)

調 理

原料の調理法は粕漬の際と同一であるが、調理後の重量は左の通りであつたのである
調理後の重量 九貫六八〇匁(歩留八割五分)

塩 藏

味噌漬には塩藏は不要であるのであるが、相當貯藏の出來る製品を製造する場合は、食塩を用ひて肉を締めることが必要である、其の漬方は粕漬の場合と同様にしたのであるが、用塩量や漬込時間を短くしたのである

食塩(三等塩) 三升(九六〇匁)

漬込時間 二〇時間

塩藏後の重量 七貫二〇〇匁(歩留七割四分)

乾 燥

塩藏せる鯉は一日位日乾して、一層貯藏出来るやう仕上げる豫定であつたが、折悪しく天氣が悪かつたので戸板の上で、約一時間程風乾したのみである

風乾後の重量 七貫〇〇〇匁

漬込

風乾せる鯉は木綿で魚体の水分を拭き、次で粕漬の漬方と同様の方法で粕の代りに白味噌を用ひて漬け込んだのである

白味噌 六貫七五〇匁

漬込日數 自昭和七年二月十八日

九日間

漬込は約一週間にして更に山椒の葉を摺り混せたる山椒味噌を腹腔に詰めて、本漬とする豫定であつたが、山椒の葉は冬期のため得られなかつたので、其まゝで製了したの

である

一四

味噌漬の製品は相當水分があるから、小樽又は木箱に詰めて販賣した方が、安全である。しかし、粕漬と一緒に化粧籠に揃へて入れて、土産にする豫定があつたので包裝は粕漬と同一にしたのである。

包 裝

魚類や貝類を材料として魚味噌を製造することは、昔から金山寺味噌や梅干など、共に、戰場に携帶されて重寶かられたのである。現在市販品としても魚類では「たひ」「かながしら」「かつを」などを貝類としては「あさり」「ほたて」などを原料とした魚介味噌がある。

鯉は脂肪の多い魚であるが、榮養百パーセントであるから製法さへ吟味すれば、仲々乙なものが出来るだらふと考へて、左の製法で出来上りの赤いものと、白いものとを製造して見たのである。

原 料

原料は前記二製品と同時に買入れた鯉ではあるが、粕漬や味噌漬としては餘り大きいから小さくて利用出来難いものを使用したのである。

(ハ) 鯉 み そ
活 鯉 二〇尾
重 量 二貫七〇〇匁(大一尾二三〇匁小一尾八〇匁)

調 理 鯉は頭を切り落し腹を開いて臓腑を除き、充分洗滌して三枚に開き次で皮を剥いで肉のみとして、淡水の中に投じて晒白したのである。

頭及臓腑を除去したる後の重量 一貫八二〇匁(歩留六割七步)

脊骨を 同

一貫五五〇匁(歩留五割七步)

鱗及皮を 同

一貫二〇〇匁(歩留四割四步)

(湯 煮) 晒白せる肉は片身を三つ位に切り沸騰せる食鹽水(水二升に燒鹽百匁を溶解したるも)中に投じ煮あがるを待つて掬ひ揚げ、次で放冷し小骨を抜きながら碎き更に摺鉢に入れて搗き、「そぼろ」肉としたのである。

小骨を除去したる後の重量 九〇〇匁

調 味 液

鯉肉を湯煮せる食鹽水は放置すると脂肪分が、多量に浮上するから其の汚れたる部分を杓子にて汲み出し、更に左の白双目糖と飴とを加へて溶解せしめ約三升(一貫五百匁)位に煮詰めて使用したのである。

白 ザ ラ メ 糖 九五〇匁
水 飴 三〇〇匁
赤 飴 五〇〇匁

配 合 煮 熟

配合割合は左の通りで前者は四時間半後者は五時間半ほど、炭火の文火で焦げつかぬやう攪拌しながら煮詰めたのである。

| | | |
|-----------|-------------------|------|
| 白 鯉 み そ | — 調 味 液 | 四五〇匁 |
| 白 | 味 増 | 七五〇匁 |
| 計 | 二貫四五〇匁(煮上り一貫八〇〇匁) | |
| — そ ぼ ろ 肉 | | 四五〇匁 |
| 調 味 液 | | 七五〇匁 |

| | | |
|-------|--------|--------|
| 赤鯉みそ | 白味噌 | 赤味噌 |
| 白味噌の素 | 白味噌 | 白味噌 |
| 計 | 計 | 計 |
| 赤鯉みそ | 白味噌 | 赤味噌 |
| 三五〇匁 | 一貫二〇〇匁 | 一貫二〇〇匁 |

五貫二五四匁(煮上り四貫〇〇匁)
赤鯉みそ
三五〇匁
四匁
三五〇匁

包裝

魚味噌の容器としては陶器類は一番味の變化が少くよろしいのであるが、富山市では適當なるものが得られなかつたので、約一台入の杉箱を用ひたのである。箱の底には「バラフイン紙」を敷き中仕切りを入れて「白」と「赤」との製品を左の割合で詰めて蓋をなし、四方を紺土佐紙で目貼をなし蓋には「レツアル」を貼り更に「バラフイン紙」で包み紅白の毛糸を掛けて製了したのである。

白鯉みそ
赤鯉みそ
三五〇匁

一、經濟關係

生産費は左表の通りであるが、試験製品の爲原料や調味料に無駄があつたし、製造場所が不便であつた爲に、材料などは割高なものを買入れたものがあつたのである、それで實際商賣として製造する場合は大分安く出来ると思ふ。

鯉加工利用試験費内訳

| 計 | 調味材料費 | | | | | | | | | 原科料費 | | | | 品目 | | |
|--------|-------|----|------|-----|------------------|------|----|-----|-------|-------|--------------------|-----------------|-------------------|--------------------|------------------|--------|
| | 味ノ素 | 味噌 | 白ザラメ | 白味噌 | 赤味噌 | 味淋 | 酒粕 | 食鹽 | 活鯉 | 漬 | 単價 | 箱漬 | 用途別使用数量金額 | 味噌漬 | 味噌漬 | 味噌漬 |
| 四匁 | 四匁 | 百匁 | 百匁 | 百匁 | 一貫 | 一貫 | 一升 | 一升 | 百匁 | 百匁 | 一貫 | 一貫 | 一貫 | 一貫 | 一貫 | 一貫 |
| 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 五〇 | 八〇 | 〇〇 | 〇〇 | 三〇 | 三〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 |
| 九、三〇 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 七、五七〇 | 七、五七〇 | 六〇 | 六〇 | 七升 | 一七、七〇 | 一七、七〇 | 一七、七〇 |
| 五、八七〇 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 五、二〇〇 | 五、二〇〇 | 二八〇 | 二八〇 | 二升 | 一七、七〇 | 一七、七〇 | 一七、七〇 |
| 六、九七〇 | 三五〇 | 四匁 | 九六〇 | 八〇匁 | 一、六〇 | 一、五〇 | 三〇 | 一〇匁 | 一、〇〇 | 一、〇〇 | 二、〇〇 | 二、〇〇 | 三升 | 三五〇 | 三五〇 | 三五〇 |
| 三三、〇四〇 | 三五〇 | 四匁 | 九六〇 | 八〇匁 | 一、六〇 | 一、五〇 | 三〇 | 一〇匁 | 一、〇〇 | 一、〇〇 | 七、四〇〇 | 七、四〇〇 | 一升 | 九〇〇 | 九〇〇 | 九〇〇 |
| | | | | | 同鯉みそ(赤)用 九五〇匁 | | | | | | 鯉みそ用白味噌 赤一貫五〇〇匁 | 本漬用粕量 三貫四〇〇匁 | 鯉粕漬用原料 八貫二五〇〇匁 | 鯉味噌用粕量 赤一貫二五〇〇匁 | 鯉味噌用原料 三貫四〇〇匁 | 一一二〇二尾 |
| | | | | | 水飴三〇〇匁 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 赤飴五〇〇匁 | | | | | | | | | | | |

- | | | | |
|-----------|----|----|-----|
| 鯉 の 素 漬 | 一尾 | 平均 | 三四錢 |
| 鯉 の 味 増 漬 | 一尾 | 同 | 三〇錢 |
| 鯉 味 増 | 一箱 | | 二四錢 |
- 二、製品に化粧籠を用ひたる場合は更に其の代價を加算せなければならぬ
 三、備品としては檻以外に賓、庖丁、俎等を用ひたるが故に實際は其の償却費も生産費に加算すべきであるが、副産物として頭、臓腑等を肥料として販賣して、相當收入があるから差引ないものとしたのである
 四、運賃の多額になりたるは試験地は交通不便の爲である

喰べ方

鯉 の 素 漬

刺身のやうに薄く切身となり其まゝ又は味淋をかけて喰べればおいしく戴けます

頭を切り落し片身を二、三に切り串に刺して軽く焼き温い中に喰べるはうまいものであります

(ハ)(ロ)(イ) 賽の目に切つて「卯の花」と共に味噌汁の「み」にするのも「乙」なものであります。此の場合は頭も利用出来るのであります

鯉 の 味 増 漬

頭を切り落し片身を二、三に切り串に刺し遠火で焼いて温い中に紅薑など添へて喰べるのであります

(ロ)(イ) 味噌汁の味噌の代用にすれば魚の「だし」を入れる必要がなく大變おいしく戴けます

(ハ)(ロ)(イ) 茄でた野菜（里芋、葱、牛蒡、人參）等を串に刺し鯉味噌を塗り附けて焼き上げる時に仲々うまく喰べられます

温い御飯の膳菜として其まゝ召し上つて結構であります

味噌汁の味噌の代用にすれば魚の「だし」を入れる必要がなく大變おいしく戴けます

富山縣水產講習所内容充實に關する一私見

村 上 龜 次 郎

昭和三年七月、富山縣水產會主催にて開催せられました、縣下郡市水產會長並漁業組合長會議に於て、縣水產講習所を水產學校と水產試驗場に分離促進の方の件を可決して、當時の長官白根知事へ建議せられました。

而して此處に三ヶ年間も経ましたが、未だに其計畫あるを聞きません、折からの財界不況は緊縮の止むなきを以て、其暇がなかつたのでせうが、產業振興上より見て遺憾のこと、考へられるのであります。現在の水產講習所の内容を檢しますと、講習部と試驗部とが併置せられて居りますが、爲めに事業遂行上有無相通して好都合の點もありますが、何分にも緊縮に緊縮を重ねたる現状にありますので、無理のみ多々あります、二兎を追ふて一兎も得ざるの状態を免れないのです。さりながら現下の財政状態にありましては、急にこれを分離するの積極的施設は、云ふべくして行はれざる様にも考へられますが、さて内容充實と申しましても、何分講習試験の二部共に遺憾の點を有しますので、何れも充實せしむるの必要を認めますが、左様にも行きますまい、特に必要欠くべからざる點より致して行きたい、然らばそれは何であるか、現在の状態を見るに、講習部にありますと云ふこになりますがさればとて生徒の方を最初になする爲めに、勢ひ先づ生徒の方を最初になすと云ふこになりますがさればとて生徒の方を最初になすからと云ふて、講習部は遺憾なく爲されて居るかと申しますと、左様ではありませんで、其上に試験事業を施行せねばならない爲め、現在の職員數についてはどうしても手不足である爲めに能率は上らず、其

努力を二分します爲めに、成績も所期通りには行かぬ勝なのであります。

更に現行の講習部の學則を見ますと、大に考慮を要する點がありまして、先づ生徒は本科に入學します、第一年の課程を終へますと、第二年になります、此時漁撈と製造とに分科して、それ専門に教へます、（養殖は實需の關係から養成を休止して居ります）而して一年の終りに、本科を卒業したことになります、それで一應終了した形であります、實際は本科の漁撈科を出たものを、更に遠洋漁業科に入學せしめます、而して其第一年にては、漁撈科にて授けた續きを教へます、第二年には、これを立山丸に乗船せしめて、實地練習を爲さしめ、次て各方面に所外實習に派遣し、其年の終りに卒業します、これで本所の課程が完了したことになります、つまり本科二年と遠洋漁業科二年を前後四ヶ年にて、完成するので、其内本所内にて専門智識及これに必要な普通學を教へること三ヶ年であります。規則面は本科にては漁撈に關する一般智識を授け、遠洋漁業科にては遠洋漁業に關する智識を授けることになつて居りますが、實際は漁撈に關する一通りの必要な智識を授けるには、どうしても三ヶ年を要するので、二ヶ年の學修では中途半端であります故に、本科漁撈科を了へたものは、皆遠洋漁業科に入るのあります、否入れるのあります、これは妙な譯であります、理論的に云へば本科を延長して、三年なり四年なりにすればよいのですが、水產講習所である間は、農林省の規程がありまして、左様にすることが出來ないのであります、これは水產學校に變更せぬ限り、方法のないものであります。それで前述の如き學制を施行して居りますが、さて實際には學制上限りの問題であります、一向不都合はないであります、今度は本科の製造科を出たものは如何かと云ひますと、これは漁撈科の方と同様な筆法にて、これを研究科に入學せしめます、所が此研究科は、遠洋漁業科と異り、一ヶ年以内にて、それも所内に置きて學修せしむるのではなく、直ちに所外實習に服せしむるので、講習所では所外實習に從事する所を探して、其處に派遣し、全く先方の爲す所に任せ、只文章の往復のみにて、

遠くより監督し（要するに形式丈です）最後に研究報告論文等を提出せしめて、卒業させると云ふ迄なので、漁撈科と異り甚だ妙なものであります、それも製造に關する一通り必要な智識が、本科の内に皆授け終りたるものならば、此研究科は遠洋漁業科の第二年と同様なもので、それもよいと思ひますが、實際は本科漁撈科の卒業生が、其學修が中途半端なると等しく、本科製造科を了へた丈では、矢張り中途半端なのであります、然し製造科は研究科にて學修する様になつて居りませんから、主要なることのみを教へるに止めて居ります、其結果は遠洋漁業科の卒業生が、社界に出て、他の水產學校の卒業生に比肩して、劣らぬ、寧ろ一步勝れて居ると認められ居るに拘らず、製造研究科の卒業生は、微々たる有様にて、其何れもが學修の不足なりしことを、痛感してこれが改正を叫んで居ります、此點は大に考慮を要することであります、然らばこれを如何に爲せはよいかと申しますと、製造研究科を、遠洋漁業科の第一年のそれの如く、其專問智識及普通學を教授することに致したのであります、これによりて中途半端なりし製造の專問學科を充分になし、且つ常識の基礎たる普通學の智識を、遠洋漁業科卒業生並どすることになりますが、過去のことは云ふも甲斐ありません、我國の食糧問題の上にも、國產振興の上にも、更に輸出品の開拓の上にも、他より發展の遅れたる我水產業に、期待すること大なるものあることには別に今日始まつた事柄ではありません、斯く論じ來りますと、何故に製造科のみが如斯き變則的に扱はれたるか、又夙に改正せらるべきものが、行はれず今日に及びましたことが、甚だ不思議に堪えないのであります、是れ改訂せらるべきものが、行はれず今日に及びましたことが、甚だ不思議に堪えます、これは、今更云ふまでもありません、如斯秋に當り益々優良なる水產技術者の活動を必要とします、於是先以て此の製造科の變則的學制を改革することを、提倡して止まないのであります。

然らば此の改正に要する費用果して如何、財政苦しき今日とて多額の費用を要することは、他日を期するより外ありますまいが、案外少額にて足ると思ふのであります、即ち製造研究科一級を新設（學修）す

ることによりて、要しまする教室は現在理化教室としてある特別室を利用するか、又は實習を爲せる級の空室を利用することにより、間に合ひ特に設けるの必要はありません、次に授業ですが、これは一週二十八時間として、此の擔任は現在職員が、現在の學科授業擔任時間數にて飽和されて居りますから、それ以上擔任の余力はありませんが、普通學科はこれを、遠洋漁業科の第一年と合併して、教授して毫も差支ありませんから、左様にすれば十時間位は助かります、又四五時間は本科製造科生と、同時に實習を課すことが出来ますから、正味十三四時間の増加となるのであります。しかしこれは全く、製造に關する専門知識の教授でありますので、於是製造技手一名を、増員せねばならないのであります。其の他實習費雜費等は備品費消耗品費に若干の増額を必要としますが、これは知れたもので、又生徒補助費にも増額を要すること、思ひますが、これ亦問題ではありません、結局するに製造技手一名の増員丈にて事足る譯であります、翻つて見まするに水產講習所には、現在漁撈關係職員として、技師一技手二助手一機關手一水夫一合計六名、其外に立山丸の職員が居ります、これに對し製造關係職員技師一技手一合計二名であります、故に此際製造技手一名を加へて、製造研究科をして、從來の如き不得要領たらしめて置かず、新に學科を授くる制度となして、漁撈製造を平行せしめて、講習部充實の第一歩を致し、又以て製造職員の増加により、試驗部に對しても多忙の中にも、増員による融通性を利用して、成績を擧ぐることを期せしめなば、試驗部をも、僅かながらも充實せしめたことになると、思ふのであります。

以上單見を述べまして、本縣水產界の爲め本縣水產關係官民各位の御高配を切に希ふ次第であります。

漁船に冷蔵設備の普及を望む

窪木幸作

縣下沖合に出漁する漁船の漁獲物の處理方法は至て不充分であるため、其の鮮度を下げ從て魚價を著しく低落せしめてゐるのである、殊に盛夏の候に於ては一層甚だしいのである、切角漁獲したものを安く賣らねばならぬ様では、漁業經濟上甚だ遺憾とする所である、この頃一般消費者は魚の鮮否を識別することが巧くなり少し位値段が高くても、新鮮なものでなければ買はないと云ふ風習が漸次濃厚となつて來たのである、又新鮮なる魚を社會に供給することは一面國民の保健上から見ても大切な事である、故に漁獲物の處理方法に意を用ひ、魚の鮮度を高めて魚價を保持することに努むることは、漁村不況の折柄殊に必要なこと、信するのである。

然らば漁獲物の處理方法とは如何なることを指すかと云ふことになるが、茲では本縣の沖合で漁業に從事する船の漁獲物を、氷を以て冷却して歸港することを述べたいと思ふ、氷を以て魚を冷却すれば鮮度を保持するに効果大なるものあるは勿論であるが、先づ魚の取扱は必ず叮寧になさねばならぬ、粗暴なる取扱は魚の外形美を害すること著しく又大型の魚はなるべく、沖合で内臓を除去することも適切な方法である、又漁獲した魚は自然に殺さず暇のある限り直ちに、頭部を打ちて殺すことなどは魚の保存期を永くする上に於て、効果があるから注意せねばならないと思ふ。

從來本縣で夏、氷を以て漁獲物を冷却してゐるものも多少ある、四方町、新湊町の鰯延繩漁船などは四斗樽に氷と海水を入れて冷却したる液中に魚を詰込んでゐる、又魚津町で雑魚延繩漁船の一部でも斯様な方法で處理してゐるが、これ等は簡単で相當の効果を擧げてゐる、又一昨年東水橋町漁業組合で建造

した、漁船の魚艙は防然装置を施し氷を以て冷却する様に出來てゐるので、漁獲物の冷却装置としては適當なものである。

尙一昨年本縣水產會が七、八月の盛夏の候に於て生地町、魚津町、四方町、新湊町、水見町の五ヶ所で漁船に簡易なる冷蔵箱（長サ三尺六寸、幅二尺一寸深サ一尺八寸、外壁は二重とし防熱用炭化壓搾コルク板を使用、箱の内部に氷を入れ、装置）を積込み從來の如く漁獲物を何等處理しないものと此の冷蔵箱に收容したものと鮮度の比較をなし、而して其の販賣價格に對する經濟上の試験をなした、その成績を見るに冷蔵箱に收容したものは、肉質強硬で彈力に富み色澤は極めて、鮮麗で原色と大差なく其の他鰓の色も變らず、眼珠は清く澄み非常に新鮮であつた、氷の消費量も晝間十三時間で僅かに五貫匁、夜間十二時間で二貫八百匁の範圍である、而して魚市場での販賣價格は同一の漁船の漁獲物で、冷蔵箱に收容したものは然らざるものに比べ、最高六割四分最低一割四分平均約四割の高値で、販賣することが出來た即ち普通拾圓の魚が、拾四圓に賣れる勘定になる故に、水代を差引いても非常に、利益を得らるゝことが明瞭となつた、本試験に供した漁業の種類は甘鯛、石頭魚、はちめ等の雜魚延繩、つばいそ釣、鰐等を目的とする瓢網に過ぎなかつたが以上の成績から見ても尙柔魚釣、鱈釣などにも利用し得らるゝことゝ思ふ、此の冷蔵箱は單に漁船に設備して、効果があるのみならず市場の糶賣時刻に間に合はぬ場合、或は市價の都合で翌日まで持ち越す場合にも便利である、其他餌料の貯藏に使用するも得策である、而して各其の用途により構造の大小を加減すれば良い、本縣の沖合で夏季漁業に從事する船は、以上各種の冷却裝置により漁獲物の處理をなすとせば、從前に比し魚價の保持による收益絶大なるものがあることゝ、信じこれを推奨したいのである。

定置漁具用染料試験の成績

（富山縣水產講習所 昭和五年度施行）

一、趣旨

本試験は昭和元年度よりの繼續試験にして、本縣下最重要漁業たる定置漁具の改良を目的とし網型、材料、染料の適否及海況に伴ふ魚族の推移等は、既往試験に基き一層の的確を期し就中染料に關しては、新規優良染料數種を追加して之が適否に付き比較試験することゝせり

二、方法

1、漁場 本所沖合二百米内外の所に選び、四月中旬より五月中旬迄操業し九月中旬より、十二月初旬迄該漁場より、沖合二百米内外の個處に移し操業す

改良角網を供用

供用材料は本漁具身網の部なる綿糸四號八節目の網地とし之に、海國染料、ネオルシゲン、旗印染料、試験染料、E、F、G、彌富式染料、アミタール染料、楠澁、カツチ（俗稱キエキス）の十種を試験す

張力測定は、守谷式横式張力計に依り濕性狀態にて、長サ一呎各解糸十本を切斷し其の平均値をとる

三、経過

四月十七日操業開始四月中は北西の風多く爲に鱈族の入込み多く好漁を呈せり、五月に至り降雨連日

に涉り河川増水し塵埃等該海區に流入し不漁となりしが、中旬以後天候回復して平漁に歸す五月十八日當業者漁網敷設の都合上本漁具一旦撤回す。

九月四日前海區より沖合二百米内外の個處に敷設し操業せり、九月中、鰯、縞鯛の入網多く十、十一月中低氣壓頻發して前後二回漁具の破損を見たり、あをりいか、そうだ鰯の漁ありしも其他見るべきものなし、本年度操業日數百二十四日にて、其間荒天の爲め操業不能並に漁具補修等の爲め、休漁せる日數十一日なりき。

四、染料試験成績

本年度の試験經過を考察するに、春季漁期中一旦漁具を撤回し再び、秋季續行せしも染料比較試験供用網地のみは、水温上昇腐蝕著しき七八月に際しても、引續き同漁場に敷設して、其の腐敗程度の研究に資したり、前記十種染料の適否比較を測定表により、考察するに各種油類染料は染付當時は、其の張力柿澱並に「カツチ」の單寧剤染料に及はず、浸水後三四十日間は柿澱「カツチ」染料依然として強韌を示し他の油類染料は、大同小異なるも彌富式のみ低減強力を示せり。

七八十日間にて柿澱「カツチ」染料の強力低減示數急激となり、又一部油類染料は比較的強韌なるが最後試験終了期に至り、此等は其の強韌示數四段に分れるを見たり、即ち「アミタール」染料は尙七封度の強韌を示し次に彌富式、試験染料G.F.は六封度内外、旗印、試験染料E.は五封度の近接數を海國「ネオルシゲン」柿澱「カツチ」は三封度内外の強力を示せり、以上の結果は前年來施行したる試験結果と、大体同様なる成績を得たるものにして、茲に各種染料に對する優劣適否に付的確なる結果を知ることを得たり

汚濁水質分析試験

富山縣水產講習所

一、趣旨

水質の汚濁により魚族の生育繁殖を害すること甚しきは、今更云ふを俟たず、殊に本縣に於ては近時各種工業の發達に伴ひ、其の工場より生ずる廢棄物の河川に流入するもの多く、溯河魚類繁殖に及ぼす影響大なるものありと思推せらる、仍て縣内各河川水族繁殖上被害ありと認むべき地方の河水を採取し、其の含有物の種類及量を分析し、併せて該水中に魚類を放して、其嫌忌及致死に至る濃度及時間を測定して、其の汚水の魚族に及ぼす影響を闡明せしめて、被害防止其他の資料に供せむとす

二、方法及成績

イ、分析試験

魚類の生育繁殖期中に當該場所の河水流入物質及水を採取し來り、本所に於て定量分析に附するものにして「水素イオン」濃度及含酸素量は藤田理學博士の指導製作に成る、水產養殖用水質検定器により行ひ「アンモニア」はネッスレル氏液による比色法を亞硝酸は沃度亞鉛濾粉液による、比色法を硝酸はノール氏法による比色法を以て爲し、塩素は硝酸銀滴定法により可酸化物質は過マンガン酸カリの消費量を以て現し、其他は常法の如く重量分析を行へり

昭和三年度及昭和四年度

婦負郡速星村所在大日本人造肥料株式會社富山工場排水

射水郡新湊町所在樺太木材紙料株式會社工場排水

同郡伏木町所在伏木板紙株式會社工場排水

西礪波郡石動町所在北國製紙株式會社工場排水

上新川郡奥田村所在大正製麻株式會社工場排水

同郡奥田村所在金山電化工業所工場排水

同郡滑川町所在第一ラミー紡績株式會社工場排水

其水質分析結果次表の如し

| 採水會社名 | 場所 | 時日 | 溫度(攝氏) | 色相 | 臭氣 |
|-------------|-----------|---------|--------|---------|-------|
| 北陸電氣工業株式會社 | 滑川町側工場通用門 | 昭和三年十一月 | 一 | 着混濁ナシルモ | 微臭アリ |
| 同上 | 常盤町溝 | 昭和四年十二月 | 一 | 呈ス稀黃濁色ヲ | 同上 |
| 大日本人造肥料株式會社 | 速星村工場外溝 | 昭和三年十一月 | 二四・〇 | 着混濁ナシルモ | 浮游物アリ |
| 同上 | 御門川ヘノ合流點 | 昭和四年四月 | 一〇・〇 | 黃色ヲ混濁呈ス | 微小塊浮ノ |
| 同上 | 新湊町排水口 | 昭和三年十一月 | 二一・〇 | 量ル白濁ヲ含ム | 粉呈スバ |
| 同上 | | 昭和四年四月 | 一一、五 | | |

| 亞硝酸 | 鐵及銅 | 鐵 | 苦土 | 石灰 | 硫酸 | 鹽素 | アンモニア | 炭酸 | 硫化水素 | 含酸素 | 濃度イオン |
|-----|-----|--|----|--------------|---------------------------|----|---------|----|------|-----|-------|
| 痕跡 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 痕跡 | 無 | 無 | 無 | 一 | 九、五以上 |
| 無 | 無 | Fe ₂ O ₃ 一立中〇、〇一八瓦 | 無 | CaO一立中〇、二二六瓦 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | CC | 九、五以上 |
| 無 | 一 | 有 | 痕跡 | 有 | SO ₃ 一立中〇、一六五瓦 | 痕跡 | 五一立中〇〇瓦 | 無 | 無 | CC | 五、三 |
| 無 | 無 | Fe ₂ O ₃ 一立中〇、〇〇九瓦 | 無 | CaO一立中〇、〇〇七瓦 | 有 | 無 | 有 | 無 | 無 | CC | 六、八 |
| 無 | 無 | Fe ₂ O ₃ 一立中〇、〇一瓦 | 無 | CaO一立中〇、〇〇八瓦 | SO ₃ 一立中〇、〇二七瓦 | 痕跡 | 一立中〇五瓦 | 無 | 無 | CC | 七、〇 |
| 無 | 一 | 痕跡 | 無 | 有 | 無 | 無 | 無 | 一 | 無 | CC | 六、八 |
| 無 | 一 | 痕跡 | 無 | 微量 | 無 | 無 | 無 | 一 | 無 | CC | 一 |

| 亞 硝 酸 | 鉛 及 銅 | 鐵 | 苦 土 | 石 灰 | 硫 酸 | 鹽 素 | アン モニア | 炭 酸 | 硫 化 水 素 | 含 酸 素 | 度 水 素 イ オ ン 濃 |
|-------------|-------------|---|------------------------------|---|--|-------------------------|----------------|--------|------------------|----------------------|---------------------------------|
| 無 | 無 | 痕 跡 | 無 | | 痕 跡 | 痕 跡 | 痕 跡 | 無 | 無 | 一 | 七、四 |
| 無 | 無 | 痕 跡 | 無 | | 痕 跡 | 痕 跡 | 痕 跡 | 無 | 無 | 一立中 三、五 糧 | 六、八 |
| 無 | 無 | 痕 跡 | 無 | 痕 跡 | CaO 一立中 ○、○ 一瓦 | CI 一立中 ○、○ 一瓦 | 痕 跡 | 無 | 無 | 一立中 二、〇 糧 | 九、五 |
| 無 | 無 | 痕 跡 | 無 | 痕 跡 | Fe ₂ O ₃ 一立中 ○、○ 三瓦 | CaO 一立中 ○、○ 一瓦 | 痕 跡 | 無 | 無 | 一立中 二、〇 糧 | 九以上 五以上 |
| 痕 跡 | 無 | 有 無 | 無 | 有 | 痕 跡 | 痕 跡 | 有 | 無 | 無 | 一 | 以上 |
| 痕 跡 | 無 | Fe ₂ O ₃ 一立中 ○、○ 一七 五 | 無 | CaO 一立中 ○、○ 八瓦 | SO ₃ 一立中 ○、○ 二八 五 | 痕 跡 | 一立中 一五 延 | 無 | 無 | 一立中 三、〇 糧 | 七、〇 |
| 無 | 無 | Fe ₂ O ₃ 一立中 ○、○ 四六 瓦 | 同 上 | SO ₃ 一立中 ○、○ 一三 六瓦 | 痕 跡 | 一立中 一三 五延 | 無 | 無 | 無 | 一立中 一六 〇四 四 | 六、八 |
| 無 | 痕 跡 | Fe ₂ O ₃ 一立中 ○、○ 九瓦 | CaO 一立中 ○、○ 一二 瓦 | SO ₃ 一立中 ○、○ 一八 瓦 | 痕 跡 | 一立中 一五 〇延 | ? | 無 | 無 | 一立中 三、〇 四四 | 六、五 |

| 色 相 | 臭 氣 | 溫 度 | 時 日 | 場 所 | 採水會社名 | 備 考 | 全 固 形 物 | 浮 游 物 | 可 酸 化 物質 | 硝 酸 |
|----------|-------------------|--------|--------|-----------|-------------|--------------|---------------------|---------------------|-------------------|--------------|
| シク 混ス | 馬糞臭アリ 呈黃褐色混濁ヲ著 | 二〇、五 | 月昭和四年六 | ノ距工場五百石一町 | 式會社立山製紙株 | | ○、立中 一立中 二九四瓦 | ○、立中 一立中 四八延 | 一立中 一九中 四八延 | 一立中 二五〇延 |
| | | | 月昭和四年六 | 寺田合流點川へノ | 同上 | | ○、立中 一立中 九三九瓦 | ○、立中 一立中 八四五瓦 | 一立中 一七中 四〇延 | 痕 跡 |
| | 馬糞臭アリ 呈黃褐色混濁ヲ著 | 一 | 月昭和四年九 | 工伏木町排水口 | 式會社伏木板紙株 | | ○、立中 一立中 二二五瓦 | ○、立中 一立中 七一〇瓦 | 一立中 一八中 九六延 | 一立中 〇、六〇延 |
| | 同上 | | 月昭和四年十 | ノ距工場石動一町 | 式會社北國製紙株 | 此汚水魚類等対策試行セリ | 一 | 一 | 一立中 一七、六四延 | 一立中 無 |
| | 呈濃茶褐色ヲ | 一七、〇 | 月昭和四年八 | 工山場室外溝 | 社紡織第一ラミー株式會 | 同上 | ○、立中 一立中 一〇〇瓦 | ○、立中 一立中 一三三瓦 | 一立中 一四、四二延 | 無 |
| | ス茶褐色ヲ呈 | 二〇、〇 | 月昭和四年八 | ノ距工場山室二町 | 同上 | | ○、立中 一立中 〇、七瓦 | ○、立中 一立中 九八七瓦 | 一立中 一五〇、一〇延 | 無 |
| | アリ 呈黃褐色混濁 | 一 | 月昭和四年十 | 工奥田村外溝 | 式會社大正製麻株 | 此汚水魚類等対策試行セリ | 一 | 一 | 一立中 二〇五、四〇延 | 無 |
| | ス少シク白濁 | 一 | 月昭和四年十 | 工奥田村排水口 | 業所金山電化工 | | | | | |

昭和五年度

西礪波郡石動町所在

北國製紙株式會社工場排水

同 子撫村所在

石動丹礮注入所排水

射水郡伏木町所在

宮島丹礮注入所排水

同 婦負郡細入村

王子製紙株式會社工場排水

下新川郡道下村所在

伏木板紙株式會社工場排水

其水質分析結果ハ次表ノ如シ

高原川々水(神岡鑛山排水流入)

| 塙素 | アンモニア | 炭酸 | 硫化水素 | 含酸素 | 水素イオン濃度 | 色相 | 臭氣 | 溫度(攝氏) | 時日 | 場所 | 採水會社名 |
|--------------|-------|----|------|--------------|---------|------------|-------|--------|----------------------|----------|-------|
| 痕 | 無 | 無 | 無 | 一立中 二、〇CC | 九、五以上 | 呈黃褐色ノ混濁ヲ | 馬糞臭アリ | 五昭和十五年 | 路ノ石動町工場ヲ距 一町ノ事用排水 | 株北式國合製社紙 | |
| 跡 | 無 | 無 | 無 | 一立中 二、〇CC | 六、六 | 黄褐色ノ混濁甚シカラ | 同上 | 七昭和十四年 | 同上 | 同上 | |
| CI ○、〇三二五 | 痕 | 無 | 無 | 一立中 四、〇CC | 七、一 | 含メルブノ白濁ヲ呈 | 臭氣ナシ | 七昭和十四年 | 伏木町川岸排水口小矢部川 | 株王子會製社紙 | |
| 痕 | 痕 | 無 | 無 | 一立中 四、〇CC | 六、八 | 含メルブノ白濁アリ | 同上 | 七昭和十四年 | 岸排水口小矢部川此社裏門 | 同上 | |
| 跡 | 痕 | 無 | 無 | 一立中 四、〇CC | 七、二 | 含メルブノ白濁ヲ呈 | 同上 | 八昭和五八年 | 同上 | 同上 | |
| 痕 | 無 | 無 | 無 | 一立中 二、〇CC | 九、五以上 | 黄褐色ノ混濁ヲ呈ス | 馬糞臭アリ | 八昭和五八年 | 伏木町此社裏門排水口小矢部川 | 株伏木板紙 | |

| 備考 | 全固形物キタルモノ燒 | 浮游物 | 可酸化物質 | 硝酸 |
|------------|------------|-----------|------------|-----------|
| | 一立中〇、六六瓦 | 一立中〇、九瓦 | 一立中二三七、六〇瓦 | 無 |
| | 一立中〇、三五七瓦 | 一立中〇、二瓦 | 一立中五〇五、六〇瓦 | 無 |
| | 一立中〇、八五二瓦 | 一立中二四六九瓦 | 一立中一三七、二〇瓦 | 痕跡 |
| | 一立中〇、三一五瓦 | 一立中〇、四七一瓦 | 一立中一五五瓦 | 無 |
| ハ魚類對照試験ノモレ | 一立中〇、一八八五 | 一立中〇、二九二瓦 | 一立中〇、三一瓦 | 無 |
| | 一立中〇、四五三瓦 | 一立中〇、七六五瓦 | 一立中〇、〇七八瓦 | 一立中二二、〇〇瓦 |
| | 一立中〇、二〇三瓦 | 一立中〇、二三九瓦 | 一立中〇、〇四九瓦 | 一立中一五、〇〇瓦 |

| 硫 酸 | 石 灰 | 苦 土 | 鉛 及 銅 | 鐵 | 磷 | 浮 游 物 質 | 可 酸 化 物 質 | 硝 酸 | 亞 硝 酸 | 全 固 形 物 質 | 浮 游 物 質 | 浮 游 物 質 | 全 固 形 物 質 | 浮 游 物 質 | 浮 游 物 質 | 全 固 形 物 質 | 浮 游 物 質 | 浮 游 物 質 | 全 固 形 物 質 |
|--------|--------|--------------------------------|-------------------------------|---|---|------------------|-----------------------|--------|-------------|-----------------------|------------------|------------------|-----------------------|------------------|------------------|-----------------------|------------------|------------------|-----------------------|
| 痕 | 痕 | 2mgO 一立中 ○、四七一五 一七五瓦 | CaO 一立中 ○、四三三四瓦 一〇〇瓦 | 痕 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | タルモノヲ燒キ | 浮游物ヲ燒キタ | 浮游物質 | 全固形物質 | 浮游物質 | 浮游物質 | 全固形物質 | 浮游物質 | 浮游物質 | 全固形物質 |
| 跡 | 痕 | 2mgO 一立中 ○、四七一五 一七五瓦 | CaO 一立中 ○、四三三四瓦 一〇〇瓦 | 痕 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 一立中 一、二〇六瓦 | 一立中 三、五四七瓦 | 一立中 一、二三六瓦 | 一立中 一、二〇六瓦 | 一立中 一、一六五瓦 | 一立中 一、三九三瓦 | 一立中 一、一六五瓦 | 一立中 一、三九三瓦 | 一立中 一、一六五瓦 | 一立中 一、一六五瓦 |
| 痕 | 痕 | 2mgO 一立中 ○、四三三四瓦 一〇〇瓦 | CaO 一立中 ○、四二瓦 一〇〇瓦 | 痕 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 一立中 一、三四八瓦 | 一立中 一、三四八瓦 | 一立中 一、一六五瓦 | 一立中 一、一六五瓦 | 一立中 一、一六五瓦 | 一立中 一、一六五瓦 | 一立中 一、一六五瓦 | 一立中 一、一六五瓦 | 一立中 一、一六五瓦 | 一立中 一、一六五瓦 |
| 跡 | 痕 | 2mgO 一立中 ○、四二瓦 一〇〇瓦 | CaO 一立中 ○、三五瓦 一〇〇瓦 | 痕 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 一立中 一、一九六瓦 | 一立中 一、一九六瓦 | 一立中 一、一九六瓦 | 一立中 一、一九六瓦 | 一立中 一、一九六瓦 | 一立中 一、一九六瓦 | 一立中 一、一九六瓦 | 一立中 一、一九六瓦 | 一立中 一、一九六瓦 | 一立中 一、一九六瓦 |
| 痕 | 痕 | 2mgO 一立中 ○、三五瓦 一〇〇瓦 | CaO 一立中 ○、三〇五瓦 一〇〇瓦 | 痕 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 一立中 一、一〇〇瓦 | 一立中 一、一〇〇瓦 | 一立中 一、一〇〇瓦 | 一立中 一、一〇〇瓦 | 一立中 一、一〇〇瓦 | 一立中 一、一〇〇瓦 | 一立中 一、一〇〇瓦 | 一立中 一、一〇〇瓦 | 一立中 一、一〇〇瓦 | 一立中 一、一〇〇瓦 |
| 跡 | 痕 | 2mgO 一立中 ○、三〇五瓦 一〇〇瓦 | CaO 一立中 ○、二一五瓦 一〇〇瓦 | 痕 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 一立中 一、二一〇瓦 | 一立中 一、二一〇瓦 | 一立中 一、二一〇瓦 | 一立中 一、二一〇瓦 | 一立中 一、二一〇瓦 | 一立中 一、二一〇瓦 | 一立中 一、二一〇瓦 | 一立中 一、二一〇瓦 | 一立中 一、二一〇瓦 | 一立中 一、二一〇瓦 |
| 痕 | 痕 | 2mgO 一立中 ○、二一五瓦 一〇〇瓦 | CaO 一立中 ○、一五瓦 一〇〇瓦 | 痕 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 一立中 一、二九五瓦 | 一立中 一、二九五瓦 | 一立中 一、二九五瓦 | 一立中 一、二九五瓦 | 一立中 一、二九五瓦 | 一立中 一、二九五瓦 | 一立中 一、二九五瓦 | 一立中 一、二九五瓦 | 一立中 一、二九五瓦 | 一立中 一、二九五瓦 |
| 跡 | 痕 | 2mgO 一立中 ○、一五瓦 一〇〇瓦 | CaO 一立中 ○、一九二五瓦 一〇〇瓦 | 痕 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 一立中 一、九二七瓦 | 一立中 一、九二七瓦 | 一立中 一、九二七瓦 | 一立中 一、九二七瓦 | 一立中 一、九二七瓦 | 一立中 一、九二七瓦 | 一立中 一、九二七瓦 | 一立中 一、九二七瓦 | 一立中 一、九二七瓦 | 一立中 一、九二七瓦 |

| 備 考 |
|-------------------|
| 此汚水ニ對驗シテ 施鷹姫セリ |

| 採水會社名 | 場所 | 時日 | 温度(攝氏) | 色相 | 臭氣 | 水素イオン濃度 | 含酸素 | 硫化水素 | 炭酸 | アンモニア |
|----------|----------------|---------|---------|---------------|----|---------|-------|-------|-----|-------|
| 細入村宮川トノ | 合流點 | 六昭月和七年 | 六昭月和七年 | 清澄 | 無 | 七、五 | 二三、五 | 五、〇CC | 一立中 | 痕跡 |
| 同上 | 同上 | 六昭月和十六年 | 六昭月和十六年 | 稀黃白色ニ混濁 | 無 | 七、一 | 五、〇CC | 一立中 | 痕跡 | 痕跡 |
| 宮島丹攀注入所 | 子撫村注入所ノ 排水溝 | 六昭月和九五年 | 六昭月和九五年 | 稍不滲青色ヲ帶ブカ | 無 | 六、八 | 二三、〇 | 五、〇CC | 一立中 | 痕跡 |
| 同上 | 中注入所排水溜槽 | 同上 | 同上 | 青色ヲ呈ス | 一 | 五、〇以下 | 一 | 一 | 一 | + |
| 石動丹攀注入所 | 河原溜水石動町小矢部川 | 七昭月和十四年 | 七昭月和十四年 | 稀黃土色ニテ浮遊物アリ | 無 | 七、四 | 二三、〇 | 四、〇CC | 一立中 | 痕跡 |
| 國產肥料株式會社 | 一道下村距工場水口 | 八昭月和十五年 | 八昭月和十五年 | 僅カニ灰白色ヲ帶ビ黒濁アリ | 微臭 | 九、一 | 三〇、〇 | 四、〇CC | 一立中 | 痕跡 |

| 全固形物質 | タルモノヲ燃キ タルモノヲ燒キタ | 可酸化物質 | 硫酸物質 | 硝酸物質 | 亞硝酸 | 鉛及銅 | 鐵 | 苦土 | 石灰 | 硫酸 | 鹽素 | 鹽 |
|----------------|---------------------|----------------|----------------|------|-----|-----|---|----|-----------------------|---------------------|----|---|
| 一立中 ○、○六七五 | 一立中 ○、○四三瓦 | 一立中 ○、○六瓦 | 一立中 ○、○六瓦 | 痕 | 無 | 無 | 無 | 無 | 2mgO 一立中 ○、○一瓦 | CaO 一立中 ○、○二瓦 | 無 | 無 |
| 一立中 ○、○三四五瓦 | 一立中 ○、○三一五瓦 | 一立中 ○、○三三八五 | 一立中 ○、○一四五瓦 | 痕 | 無 | 無 | 無 | 痕 | Ca痕 一立中 ○、○一五五瓦 | 痕 | 痕 | 痕 |
| 一立中 ○、○一〇七五 | 一立中 ○、○七九瓦 | 一立中 ○、○一四瓦 | 一立中 ○、○一四瓦 | 痕 | 痕 | 痕 | 痕 | 痕 | 痕 | 痕 | 痕 | 痕 |
| 一立中 ○、○九二瓦 | 一立中 ○、○六一瓦 | 一立中 ○、○九五瓦 | 一立中 ○、○九五瓦 | 痕 | 痕 | 痕 | 痕 | 痕 | 痕 | 痕 | 痕 | 痕 |

| 備考 | 全固形物質 | タルモノヲ燃キ タルモノヲ燒キタ | 硫酸物質 | 硝酸物質 | 亞硝酸 | 鉛及銅 | 鐵 | 苦土 | 石灰 | 硫酸 | 鹽素 | 鹽 |
|-----------------------------|----------------|---------------------|----------------|------|-----|-----|---|----|-----------------------|----------------------|---------------------|---|
| 此汚水ニ對シテ ハ鰐ノ嫌忌試験 ヲ施行セリ | 一立中 ○、○六七五 | 一立中 ○、○四三瓦 | 一立中 ○、○六瓦 | 痕 | 無 | 無 | 無 | 無 | Fe2 一立中 ○、○一瓦 | 2mgO 一立中 ○、○一瓦 | CaO 一立中 ○、○二瓦 | 無 |
| | 一立中 ○、○三四五瓦 | 一立中 ○、○三一五瓦 | 一立中 ○、○三三八五 | 痕 | 無 | 無 | 無 | 痕 | Ca痕 一立中 ○、○一五五瓦 | 痕 | 痕 | 痕 |
| | 一立中 ○、○一〇七五 | 一立中 ○、○七九瓦 | 一立中 ○、○一四瓦 | 痕 | 痕 | 痕 | 痕 | 痕 | 痕 | 痕 | 痕 | 痕 |
| | 一立中 ○、○九二瓦 | 一立中 ○、○六一瓦 | 一立中 ○、○九五瓦 | 痕 | 痕 | 痕 | 痕 | 痕 | 痕 | 痕 | 痕 | 痕 |

昭和六年六月

射水郡伏木町所在

伏木板紙株式會社工場排水

高岡市地子木橋側

大日本人造肥料株式會社伏木工場排水

高岡市繩手

丸二友禪工場排水

島分橋側、守山橋側、城光橋側、伏木六渡寺渡上流の四ヶ所に於ける小矢部川河水

分析方法は前年度に同じく其成績次表の如し

| 臭氣 | 探水會社名 | 場所 | 時日 | 溫度(攝氏) | 度(氣溫) |
|-------|-------------|---------|----------|--------|-------|
| 馬糞臭アリ | 伏木板紙株式會社 | 伏木町此社裏門 | 昭和六年五月十日 | 二〇、〇 | 一七、〇 |
| 無 | 大日本人造肥料株式會社 | 伏木町此社裏門 | 同上 | 二五、〇 | 一七、〇 |
| 無 | 方溝小矢部川岸 | 高岡市地子木橋 | 昭和六年六月九日 | 二五、〇 | 二二、〇 |
| 無 | 高岡市工場 | 入千保川河水 | 同上 | 一八、五 | 一九、五 |
| 臭氣アリ | 大日本人造肥料株式會社 | 伏木町此社裏門 | 昭和六年八月四日 | 二四、〇 | 二八、〇 |
| 同上 | 川岸 | 伏木町此社裏門 | 同上 | 三一、五 | 二八、〇 |

有澤橋側、新大橋側、萩浦橋側の三ヶ所に於ける神通川河水

島分橋側、守山橋側、城光橋側、伏木六渡寺渡上流の四ヶ所に於ける小矢部川河水

| 水素イオン濃度 | 色相 | 呈黄褐色ノ混濁ヲ | 薄キ白濁ニ黄味 | 微黄色清澄 | 微紅色白濁アリ | 暗紫色少シク濁 | 黒色ヲ帶ヘル |
|------------------------------------|-------|----------|---------|-------|---------|---------|--------|
| 七、六 | 五、三以下 | 五、三以下 | 六、八 | 五、三 | 六、五 | 五、三以下 | 五、三以下 |
| CI 一立中 ○、○六九瓦 | 痕 | 無 | 無 | 痕 | 無 | 無 | 痕 |
| 2mgO 一立中 ○、○一九瓦 | 痕 | 無 | 無 | 痕 | 無 | 無 | 痕 |
| CaO 一立中 ○、○一五瓦 | 痕 | 無 | 無 | 痕 | 無 | 無 | 痕 |
| Fe ₂ 一立中 ○、○一一瓦 | 痕 | 無 | 無 | 痕 | 無 | 無 | 痕 |
| SO ₃ 一立中 ○、○一〇八八五 | 痕 | 無 | 無 | 痕 | 無 | 無 | 痕 |
| CaO 一立中 ○、○三二五 | 痕 | 無 | 無 | 痕 | 無 | 無 | 痕 |
| Fe ₂ 一立中 ○、○一二瓦 | 痕 | 無 | 無 | 痕 | 無 | 無 | 痕 |
| 2mgO 一立中 ○、○一五瓦 | 痕 | 無 | 無 | 痕 | 無 | 無 | 痕 |
| CaO 一立中 ○、○六一瓦 | 痕 | 無 | 無 | 痕 | 無 | 無 | 痕 |
| CI 一立中 ○、○三五瓦 | 痕 | 無 | 無 | 痕 | 無 | 無 | 痕 |
| 2mgO 一立中 ○、○二五瓦 | 痕 | 無 | 無 | 痕 | 無 | 無 | 痕 |
| CaO 一立中 ○、○一〇一瓦 | 痕 | 無 | 無 | 痕 | 無 | 無 | 痕 |
| Fe ₂ 一立中 ○、○三瓦 | 痕 | 無 | 無 | 痕 | 無 | 無 | 痕 |
| Fe ₂ 一立中 ○、○一三九瓦 | 痕 | 無 | 無 | 痕 | 無 | 無 | 痕 |
| 2mgO 一立中 ○、○六三瓦 | 痕 | 無 | 無 | 痕 | 無 | 無 | 痕 |
| CaO 一立中 ○、○二八瓦 | 痕 | 無 | 無 | 痕 | 無 | 無 | 痕 |
| SO ₃ 一立中 ○、○四五瓦 | 痕 | 無 | 無 | 痕 | 無 | 無 | 痕 |
| CaO 一立中 ○、○五五瓦 | 痕 | 無 | 無 | 痕 | 無 | 無 | 痕 |
| Fe ₂ 一立中 ○、○三四瓦 | 痕 | 無 | 無 | 痕 | 無 | 無 | 痕 |

| 時日 | 場所 | 小矢部川河水 | 備考 | 硝酸 | 亞硝酸 | 硫酸 | 鹽素 | 炭酸 | 硫化水素 | 含酸素 | 水素イオン濃度 |
|--------------|-----------|----------------------------------|--------------|----|-----|----|----|----|------|-----|----------|
| 昭和六年十月二十一四日 | 西瀬波郡橋側 | 此汚水ニ對シテ施行せり 量體及死鮭試験ノ結果並に過剰消費量 | タルモノヲ燒キ | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 呈黄褐色ノ混濁ヲ |
| 昭和六年十月二十二五日 | 射水郡橋側 | 同上 | 浮游物質 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 薄キ白濁ニ黄味 |
| 昭和六年十月二十二十一日 | 射水光郡橋側 | 同上 | 全固形物質 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 微黄色清澄 |
| 昭和六年十月二十二五日 | 射水上流六渡郡右岸 | 此汚水ニ對シテ施行せり 量體及死鮭試験ノ結果並に過剰消費量 | タルモノヲ燒キ | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 微紅色白濁アリ |
| 昭和六年十月二十五日 | 同上 | 中央上 | 浮游物質 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 暗紫色少シク濁 |
| 昭和六年十月二十一五日 | 左同岸上 | 同上 | 可酸化物質(過剰消費量) | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 黒色ヲ帶ヘル |

| 溫度(攝氏) | 時日 | 場所 | 神通川 | 全固形物質 (タルモノヲ燒キ) | 浮游物質 ルモノヲ燒キタ | 可酸化物質 (過酸化物質 剝消費量) | 硝酸 及銅 | 鉛 及銅 | 鐵 及痕 | 浮游物質 三、七九瓦 |
|-------------|------|------|--------|--------------------|------------------|--------------------------|----------------|---------|---------|---------------|
| 昭和六年十一月二十五日 | 一〇、五 | 有澤橋側 | 婦負上新川郡 | 一立中 ○、○五五〇瓦 | 一立中 ○、○九〇〇六八瓦 | 一立中 ○、○八四五瓦 | 無 | 無 | 痕 | 跡 |
| | 一一、五 | 同上 | 新大橋側 | 一立中 ○、○五五五瓦 | 一立中 ○、○八六五瓦 | 一立中 ○、○九四五瓦 | 無 | 無 | 痕 | 跡 |
| | 八、五 | 萩浦橋側 | 婦負上新川郡 | 一立中 ○、○九八五瓦 | 一立中 ○、一三九〇五瓦 | 一立中 ○、○三六七瓦 | 一立中 ○、○四二一瓦 | 無 | 無 | 僅少量 |
| | | | | 一立中 ○、六一六〇瓦 | 一立中 ○、八六二〇瓦 | 一立中 ○、○五七瓦 | 一立中 ○、○一一〇瓦 | 無 | 無 | 僅少量 |
| | | | | 一立中 ○、三八〇〇五瓦 | 一立中 ○、六三〇〇五瓦 | 一立中 ○、○一二三瓦 | 一立中 ○、○一一〇瓦 | 無 | 無 | 僅少量 |
| | | | | 一立中 ○、三八〇〇五瓦 | 一立中 ○、六三一〇瓦 | 一立中 ○、○三三瓦 | 一立中 ○、○五三瓦 | 無 | 無 | 僅少量 |

| 苦土 | 石炭 | 硫酸 | 塗素 | 炭素 | 硫化水素 | 含酸素 | 炭酸 | アンモニア | 硫酸イオン濃度 | 色相 | 臭氣 | 溫度(攝氏) |
|-----|----|--------------------------------|------------------|----|------|-----|----|-------|------------|-------------|----|--------|
| 僅少量 | 有 | 無 | 痕 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 一立中 六、九 | 微黃土色ヲ帶ブ | 無 | 一四、五 |
| 僅少量 | 有 | 無 | 痕 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 一立中 七、〇 | 同上 | 無 | 一四、五 |
| 僅少量 | 有 | 痕 | 痕 | 痕 | 無 | 無 | 無 | 無 | 一立中 七、〇 | 少シ濁ル微黃土色ヲ帶ブ | 無 | 一三、五 |
| 僅少量 | 有 | 痕 | 痕 | 痕 | 無 | 無 | 無 | 無 | 一立中 七、〇 | 微黃土色ヲ帶ブ | 無 | 一九、〇 |
| 有 | 有 | SO ₃ 一立中 ○、○七二瓦 | Cl一立中 ○、○三九五瓦 | 微量 | 無 | 無 | 無 | 無 | 一立中 七、〇 | 微黃土色ヲ帶ブ | 無 | 一九、〇 |
| 有 | 有 | SO ₃ 一立中 ○、○三六六瓦 | Cl一立中 ○、○二七〇瓦 | 微量 | 無 | 無 | 無 | 無 | 一立中 六、七 | 同上 | 無 | 一八、九 |
| 有 | 有 | SO ₃ 一立中 ○、○五八一瓦 | Cl一立中 ○、○二六五瓦 | 微量 | 無 | 無 | 無 | 無 | 一立中 六、八 | 同上 | 無 | 一九、〇 |

| 鐵 | 苦 土 | 石 灰 | 硫 酸 | 鹽 素 | アン モニア | 炭 酸 | 硫 化 水 素 | 含 酸 素 | 水 素 イ オ ン 濃 度 | 色 相 | 臭 氣 |
|--------|-------------|--------|--------|--------|-----------|--------|------------------|-------------|---------------------------------|--------|--------|
| 痕 跡 | 僅 少 量 | 有 | 無 | 痕 跡 | 無 | 無 | 無 | 一立中 | 清 澄 | 無 | |
| 痕 跡 | 僅 少 量 | 有 | 無 | 痕 跡 | 無 | 無 | 無 | 一立中 | 清 澄 | 無 | |
| 痕 跡 | 僅 少 量 | 有 | 無 | 痕 跡 | 無 | 無 | 無 | 一立中 | 清 澄 | 無 | |

| 全固形物質 タルモノヲ燒キ | 浮游物質 ルモノヲ燒キタ | 可燃化物質 | 硝酸 | 亞硝酸 | 鉛及銅 |
|------------------|-----------------|---------|---------|-----|-----|
| 一立中 | 一立中 | 一立中 | 無 | 無 | 無 |
| ○、○六二〇五 | ○、○八八〇五 | ○、○一〇二五 | 三、四八尾 | 一立中 | |
| 一立中 | 一立中 | 一立中 | 無 | 無 | 無 |
| ○、○六二〇五 | ○、○八八〇五 | ○、○一〇二五 | 四、六四尾 | 一立中 | |
| 一立中 | 一立中 | 一立中 | 無 | 無 | 無 |
| ○、○七〇〇五 | ○、○一〇〇〇五 | ○、○一二八五 | 七、九〇尾 | 一立中 | |
| 一立中 | 一立中 | 一立中 | 無 | 無 | 無 |
| ○、○八九〇五 | ○、一二四〇五 | ○、○一四七五 | ○、○一六九五 | 一立中 | |

汚濁水の魚族に及ぼす影響

水槽及施行の方法

本試験に供用すべき水槽は内方長サ百二十粩幅三十二粩深サ二十二粩の木製槽にして甲號及乙號の二個を使用す、何れもコールタールを塗抹す

甲號水槽は上記水槽の前半を左右に區割するため槽の中央縦に一方より長サ六十粩深サ二十三粩厚サ二粩の板を以て水密的に仕切り左右兩側より汚水及清水を各別に不絶注入し後半部に於て兩液混

合するものとし、槽内に供試魚を放ち主として嫌忌状況を観察するに供す。

乙號水槽は上記水槽を真鍮製金網を以て横に三區に仕切汚水原液を盛り更に汚水を不絶注加する装置となし各區劃に數尾の供試魚を放ち主として致死状況を観察するに供す。右の各水槽共約七八度の傾斜を保持せしめ上方より注加せる水は後方槽縁より護謨管をさいほんとして排水す。

供試汚漬水

汚漬水を採水するに際し液温氣温水素イオン濃度及含酸素量は測定し之を内山式稚魚運搬器に汲み取り富山市外奥田又は射水郡淺井村の鮭鱈人工孵化場に搬入し運搬器を池水に浸漬し稚魚飼育水の温度に等しからしめたり。

昭和四年度

供試魚族は何れも健全と認めたるものを探定し鮭稚魚にありては全長平均四種五のものと臍囊を有するものとを使用し其の他鮎全長平均七種三鮎全長平均十三種等使用せり試験魚族は豫め各水槽に夫々當該液を盛りて上記魚類を夫々放養し水槽前端に置ける稚魚運搬器より汚漬水若くは清水を水槽内に一齊に流下せしめ且つ槽内に各一本の寒暖計を配置せり。

稚魚運搬器より水槽内に流下する液體流速は液體の種類、液柱の高さ等により相異あるも平均一立を充すに約五十二秒を要せり。

上記方法により時刻の経過、魚類の嫌忌状況、致死状態等観察せし結果次の如し

成

績

(一) 昭和四年五月五日婦負郡速星村大日本人造肥料株式會社富山工場（硫酸アンモニア）の排泄試験

排泄液の採收所は工場より約四丁を距つる御門川に合流する地點を撰び同日午前九時半採收す時

に氣温 9.5 當液温 10. 當該液 Ph 6.8. 御門川の水温は 10° にして Ph 7.6 なりき採水後直ちに川船にて孵化場に搬入し午前十一時十五分到着直ちに飼育池に運搬器を入れて液温を調節せしめ午後一時試験を開始し午後五時終了す。

甲號にありては鮭稚魚九尾を放養せしに試験開始後三十分にして汚漬水の流入する側に向ふもの

一尾もなく何れも清水注加する側にのみ游泳せり汚漬水を注加するゴム管と清水を注加するゴム管とを取替へたるに同様の結果を得たり（午後二時液温 16°）。

乙號の第一區に上記鮭稚魚三尾、ごちやう一尾、第二區には鮭稚魚三尾、鮎一尾、第三區、第四區は何れも第二區と同種となし第五區は鮎二尾を夫々放養せしに鮭稚魚は始め騒ぎたるも次第に静穩に歸し試験終了まで異狀を認めざりき（液温同上）本號に鮎二尾を翌日午前七時半まで放置せしに死亡せず。

注意當該工場より排泄する汚漬水質は時期時刻によりて肉眼的に著しく相違せるは小職等の目撃せし所にして其濃厚と認むる排泄液を本試験に採收し能はざりしは遺憾なりき依て更に同月六日

(二) 昭和四年四月五日同上會社の排泄液試験

同日午後七時上記（一）と同一場所にて排泄液を採收せしに氣温 9. 液温 8. Ph 6 にして午後八時半

孵化場着一夜飼育地に浸漬す四月六日午前八時五十分試験を開始し午後二時終了す。

甲號にては前回と同様の方法を施行せしに約二十分にして稚魚は汚漬水の流入する側に來るものなし

乙號には各區に鮭稚魚各四尾宛（第五區に限り鮎一尾、鮭の臍囊を有するもの四尾）を放養す午後一時二十分氣温 20.3° 水温 18.0° に至り臍囊を有するもの二尾死亡す、午後一時四十分に至り更

に一尾死亡せり時に水温 20.5° に達せり

注意本試験當日は氣温上昇し且つ日光直射の下にて試験を施行せしめ死亡魚の原因是汚濁水によるものなりとのみは斷定すべきものにあらざるべし

(二) 昭和四年四月十七日射水郡新湊町樺太木材紙料株式會社工場(バルブ)の排泄液試験
排泄液の採收所は工場より約三十間の下流にて少しく乳白色を呈せる小矢部川右岸にて同日午前十時二十分採了す時に氣温 11.5° 水温 15.5° 該液Ph6.3河水 7.0 なり自動車にて同日零時二十分孵化場に到着し直ちに飼育池に運搬器を入れて液温を調節す午後一時五十五分試験開始し午後三時終了す

甲號に在りては稚鮎十尾を放養せしに午後二時半に至り十尾中八尾のみ清水注入部に集まり午後二時三十五分に至り全部清水部に集合汚濁水の注入する所に趣かず

乙號にては各區に鮎稚魚二尾宛放養せしに午後二時十分に至り三尾横臥し三時二十五分内一尾死亡し三時四十分二尾死亡す更に該原液を砂にて濾過したるものに稚魚三尾を放養せしに(止水状態にして)試験開始後一時

間十分にして二尾死亡し一時間半にして残り一尾も死亡す注意本液の乳白色を呈するは主として晒白せられたる木纖維の存するが爲なり

(四) 昭和四年八月六日大日本人造肥料會社の排泄液試験

同日午後九時半前掲と同一方法にて同一場所にて採收す氣温 26.5° なり該液Ph7翌日午前九時試験

開始し午後二時終了す本試験に供せし魚族は鮎とす

甲號に在りては鮎三尾、虹鱒稚魚(全長九厘)一尾を放養せしに試験開始後一時間を経過するも嫌忌狀態を示さず

乙號にては各區に鮎一尾宛を放養せしに一分間に於て各區の鮎騒ぎ始め放養後二十五分にして第五區のもの槽外に飛出すこと三回に及びたるも死亡せるものなし

(五) 昭和四年八月六日上新川郡山室村第一ラミー紡績株式會社工場排泄液の試験

同日午後四時半同工場を距つる約三間の地點にて汚濁液を採收す液は紫褐色を呈し液温 17° のどき鮎を放養せしに六分間に於て倒立し二十分にして死亡せるを以て更に八月七日再試験を施行す

(六) 昭和四年八月七日同上工場排泄液試験

同日午後二時四十分同工場を去る約一町の地點にて用水に混和せるものを採取す時に氣温 25° 液温 20° Ph 7.0 を示せり

更に自動車にて孵化場に運搬し三時試験開始し午後五時終了す

甲號にては鮎二尾虹鱒稚魚二尾を放養せしに約三十五分にして虹鱒は清水部に集まりたるも鮎には何等嫌忌狀態を認めず然れども一時間後に至り鮎も汚濁水の側に迴上するものなくゴム管を取り替へたるに兩種共直ちに清水部に移るを實驗せり乙號にては各區に鮎二尾、虹鱒各二尾宛をも養せしに試験終了まで異狀を認むるを得ざりき

昭和五年度

供試魚族は何れも健全と認むるものを選定し河鱒稚魚は全長四厘内外虹鱒稚魚も畧々同全長のものを使用し鮎は全長平均十厘六のものを使用せり其他實驗方法は前年に同じ

成績

(二) 昭和五年五月十三日西礪波郡石動町北國製紙株式會社(主として板紙製造)の排水試験
排泄液の採取場所は工場を距る約一町の専用水路にて午前九時三十分採取す時に氣温一九、液温一八多少黃色を呈す上記運搬器捨個に採取後自動車を以て奥田孵化場に搬入せしは午後一時なりき當時氣温二〇、液温一七、五孵化場水温一四、五直ちに飼育池に運搬器を浸漬して液温と孵化場水温を一致せしめ午後二時半試験を開始し午後六時三十分終了す
甲號水槽にありては河鱒稚魚十五尾を放養せしに直ちに清水部に向ひ左右兩護謨管を取替へ見るも直ちに清水部に入り汚濁水部に入るものなし約三十分毎に上記方法により左右兩護謨管を取替へたるに試験開始後二時間にして一尾死し同三時間に及び更に一尾死亡し同四時にして更に三尾計五尾死亡せり

乙號水槽にありては液中の纖維真鍮製織金網の目を埋め且つ色素のため魚體を透視し得ざるため試験困難を來し止むを得ず約十立入の硝子鉢を利用し之れに汚濁液を盛り前掲同様十五尾放養せしに約十五分にして著しく喧噪し試験開始後四十分にして横臥し同四十五分にして四尾死亡し同一時間にして計五尾死亡せり其の死亡のものにつき見るに全長の小なるもの程死亡の時期早し

(二) 昭和五年六月七日神通川上流高原川の汚濁水試験

採取地點は高原川の宮川に合流する約二、三十間の上流にして汚濁水の源泉は上流約三里半の地點に存する神岡鑛山の洗練所より排水するものを一旦沈澱池に導き其の上澄液なりと稱せらる採取時刻午前十一時十五分に於ける氣温二三、六水温一五、八水素イオン濃度七、九内外なり(宮川に於ける水況を見るに氣温二三、五水温一六、五水素イオン濃度七、九内外)採取後自動車を以て奥田孵化場に搬入せしは午後三時四十分なりき直ちに孵化場水温と同一ならしめ河鱒稚魚六尾を之れに放養し清水にも同様放養せしに九日午前七時二十分まで雙方とも一尾の死亡せるものな

(三) 昭和五年六月二十六日採取の汚濁水再試験

し六月十一日午前七時に至り漸く三尾死亡し清水のもの四尾死亡せるを以てしても本液は直ちに有害なりと信するを得ず

然れども宮川、高原川兩河底に於ける同質と認むる石を探り其の表面に存する所謂水垢を探りて之れを檢鏡するに高原川分は浮泥多く硅藻の數一視野に付多くも八個皆無の場合も尠からざるに宮川分は浮泥少なく硅藻の數一視野に付尠くも十數個を算し其の結果宮川產水垢は酒精中に保存するときは著しく液體に着色せしむるも高原產には斯る現象を發見せず

宮川產硅藻の主なるものは *Synedra* の各種にして *Cymbellasp.* *Naviculasp.* 等之に次ぐ又高原川分は *Synedrasp.* *Naviculasp.* 等發見せらるるも其の數量極めて少なし

(四) 昭和五年七月二十四日北國製紙株式會社の排水再試験

前掲同様方法により採取し自動車にて之れを孵化場に搬入し孵化場用水に浸漬し七月二十八日鮎

に付試験す同日午前十時三十分に於ける氣温二七水温一八汚濁液温一八なり午前十時四十分試験

を開始し鮎五尾を甲號水槽に放養せしに汚濁液が糞纖維を多量に含有する結果水槽の底部を流れ鮎は皆上層を泳ぐ現象を呈せるにより水槽を約三十度に傾かしめたるに午前十一時十分に到り始めて清水部注入口に向ひ十一時五十分にて清水部に集まり零時四十六分に至り二尾横臥し始め午後一時に至り他の三尾も共に横臥するに到れり

尙當該液を乙號水槽により試験せしに第一區乃至第四區は共に鮎一尾宛を放養し第五區には同全長のウグヒ一尾を放養せり午後零時二十五分試験を開始せしに零時三十分にして横臥せるを見たり或は水槽外に飛び出づるもの等ありたるも何れも零時三十五分内外にて死亡せり、然れども第五區に放養せしウグヒのみは死亡せず

(五) 昭和五年七月二十四日射水郡伏木町王子製紙株式會社伏木工場の排水試験排泄液の採取場所は同工場より小矢部川左岸に流出する所にて淡桃色を帶び採集後直ちに自動車にて奥田孵化場に搬入し孵化場用水中に浸漬し七月二十七日午前九時より試験に着手せり時に氣温二五、五水温一六汚濁水温一六甲號水槽に虹鱒九尾を放養せしに三十分にして清水部に集り汚濁水流出管と清水流出管とを交換せしに午前十時二十分に到るも汚濁水質を嫌忌する傾向少なく依つて十時三十分此の試験を中止し更に乙號水槽により汚濁水のみを以て虹鱒により再試験せり

試験開始後二時間半にして三尾腹部を上方にして泳ぎ同三時間五十分にして残りの二尾も同様の状況となれり

(六) 昭和五年七月二十四日午前射水郡伏木町王子製紙株式會社伏木工場の排水試験本排水液は乳白色にして前記同様に處理し七月二十七日午前十時五十分より河鱒稚魚を使用して試験せり甲號水槽により其の嫌忌程度を實験せしに放養尾數五尾中一尾は直ちに清水部に趣き午後一時に到るも他の四尾は汚水清水混合部にありて他に移動せず試験開始後四十五分にして清水注入の管と汚

水注入の管を取換へたるも同様の結果を得たり

乙號水槽につき試験せしに午前十時五十分放養せし五尾の河鱒稚魚中一尾は試験開始後一時間五十分にして腹部を上に向け二時間後他の四尾も相前後して同様の状態を呈せり

(七) 昭和五年七月二十四日西礪波部石動町石動丹礪注入所排水試験

採取地點は注入所より小矢部川に丹礪液の浸潤するものと料せらるゝ地點にて採取し奥田孵化場に搬入七月二十七日虹鱒稚魚を使用し乙號水槽にて四時間試験せしも變化を認めず

(八) 昭和五年八月二十八日伏木町王子製紙株式會社伏木工場排水試験

前掲(六)と同一場所にて午前十時四十分採取し自動車にて奥田孵化場に搬入せしは午後零時十分時に汚濁水温二七・五なりしを以て孵化場用水中に浸漬して冷却せしめ午後一時三十分鮎につき試験を開始す甲號水槽に鮎五尾を放養せしに一時三十五分に四尾まで清水部に集まり最大の一尾のみ混合部に居残れり一時五十分兩管を取換へたるに上記同様の結果を生ぜり二時八分更に兩管を轉換せしに二時十分に到り清水の注入する方に鮎四尾集まりて一尾のみは上記同様清水、汚濁水の混合液中に留まれり二時十五分にも管を取換へたるに七分後にして上記の結果を辿りき尚乙號水槽の各區に鮎五尾を放養せしに何れも直ちに浮上して頭部を水面に顯はし午後二時に喧擾し二時四分に到り第二區のもの倒立し飛び廻り四分を経て第一區のものと第二區のものと夫々横臥す然れども死するものなし午後二時二十分第三區のもの倒立す二時三十七分に到り全く死せるもの二尾なり(第一區第二區) 同二時四十五分前後に到り残りの三尾共に死せり

(九) 昭和五年八月二十八日伏木町伏木板紙株式會社工場排水
採取場所は(六)と同一場所にして同様に處理して奥田孵化場に搬入し二十八日午後三時四分より鮎につき試験す

甲號水槽にて試験せしものにつき見るに三時三十七分まで即ち試験開始後三十三分にして五尾の鮎中三尾まで清水部に集まるも二尾は尙ほ清水、汚濁水混合部に残れり、午後三時三十七分に汚濁水管と清水管とを交換せしに三時四十二分鮎五尾中二尾清水部に集まり三時四十七分污水、清水交混部にありし一尾死亡す午後四時五十五分まで三尾相次ぎて死亡し生櫻せるもの一尾となる此の一尾は常に清水注入口にありしものにして午後五時試験を中止せり

乙號水槽には鮎五尾を放養し午後二時六分試験開始す三時七分に到り各區の鮎夫々頭部水面上に時々露出して直ちに横臥す午後三時十一分前後に一尾も残らず死亡せり

乙號水槽につき三時十二分第二回の試験を鮎五尾につき施行せしに三時十四分頭部を水面上に露出し始め間もなく二尾横臥す同十五分に到り三尾となり三時二十分まで死亡數三尾に達す

更に第三回試験を行ひしに（三時二十五分開始）三分にして横臥し後八分にして三尾死亡し三時五十五分まで残りの二尾も死亡せり

昭和六年度

第一回試験

供試魚は健全と認めたるものを探定し次の如き大きさのものを使用せり

平均体長

四、二七糰

〇、七八瓦

〇、〇八三瓦

四、四〇瓦

四、六〇瓦

昭和六年二月十三日より同二十三日の間に
孵化せしものなり

天然産にして當時孵化場外の小河に溯上せしものなり

鮎 河 鮎 鮎

鱈 二、一九糰
八、三〇糰
八、七〇糰

(A) 昭和六年五月十一日射水部伏木町伏木板紙株式會社工場排水を探水し翌十二日之が試験を行ひ
たり其の結果次の如し

a 水槽記號 甲 號

| 経過時間 | 変化状況 | 変化事項 | 供試魚 | 鮎十尾 河鱈五尾 | | (水温當初十二度) |
|------|------|--------|-----|----------|--------|-----------|
| | | | | 午前九時五十五分 | 同十時十二分 | |
| | 開 | 始 | 鮎 | 鮎十尾 | 河鱈五尾 | |
| | 十七分 | 二尾共横臥ス | | | | |
| | 二十五分 | | | | | |
| | 七十五分 | | | | | |
| | 九十五分 | | | | | |

b 水槽記號 乙 號

| 経過時間 | 変化状況 | 変化事項 | 供試魚 | 鮎十尾 河鱈二尾 | | (水温當初十三度半) |
|------|------|--------|-----|----------|--------|------------|
| | | | | 午前九時五十五分 | 同十時十五分 | |
| | 開 | 始 | 鮎 | 鮎十尾 | 河鱈二尾 | |
| | 十七分 | 二尾共横臥ス | | | | |
| | 二十分 | | | | | |
| | 二十一分 | | | | | |
| | 二十分 | | | | | |

| 事項 | 変化時刻 | 試験魚 | 毎區割 | 経過時間 | 変化状況 | 事項 | 変化時刻 | 試験魚 | 毎區割 | 経過時間 | 変化状況 | 事項 | 変化時刻 | 試験魚 | 毎區割 | 経過時間 | 変化状況 |
|--------|------|-----|-----|-------|---------|----|------|------|--------|---------|--------|-----|----------|------|----------|------|-------|
| 午前十一時 | | | | 午前十一時 | 開始 | 鮭 | 二尾 | | | 午前九時五十分 | 同 | 第二區 | 水溫當初十三度半 | | | | |
| 正午 | | | | 正午 | 水中ヲ跳ヒ廻ル | 鮭 | 二尾 | 五十五分 | 同十一時五十 | 午前九時五十分 | 同十時二十五 | 鮭 | 二尾 | 二尾 | 午前九時五十五分 | 同 | 十時十五分 |
| 午後一時十分 | | | | 六十分 | 百二十五分 | 鮭 | 二尾 | 百十分 | 午後零時五十 | 午前九時五十分 | 同十時十五分 | 鱈 | 二尾 | 二十分 | 午前九時五十五分 | 同 | 十時十五分 |
| 同一時二十分 | | | | 百四十五分 | 百四十五分 | 鮭 | 二尾 | 百二十分 | 同十一時 | 午前九時五十分 | 同九時五十 | 鮀 | 二尾 | 二十五分 | 午前九時五十五分 | 同 | 十時十五分 |
| 午前十一時 | | | | 九十分 | 九十分 | 鮐 | 二尾 | | 同十一時四 | 同九時五十 | 同十時二十分 | 鮀 | 二尾 | 二十分 | 午前九時五十五分 | 同 | 十時十五分 |
| 午後零時二分 | | | | | | | | | 同十一時四 | 同九時五十 | 同十時二十分 | 鮀 | 二尾 | 二十七分 | 午前九時五十五分 | 同 | 十時十五分 |
| 同零時四十 | | | | | | | | | 同十二時 | 同九時五十 | 同十時二十分 | 鮀 | 二尾 | 二十九分 | 午前九時五十五分 | 同 | 十時十五分 |

c. 前項の實驗に於て汚水の毒性激しかりしを以て約汚水四分淡水三分の割合に稀釋して水槽に盛りこれに汚水原液を注下せしめて之が魚体に及ぼす實驗を試みたり

水槽記號乙號

| 事項 | 変化時刻 | 試験魚 | 毎區割 | 経過時間 | 変化状況 | 事項 | 変化時刻 | 試験魚 | 毎區割 | 経過時間 | 変化状況 | 事項 | 変化時刻 | 試験魚 | 毎區割 | 経過時間 | 変化状況 |
|--------|------|-----|-----|-------|---------|----|------|------|--------|---------|--------|----|------|-----|----------|------|-------|
| 午前十一時 | | | | 午前十一時 | 開始 | 鮭 | 二尾 | 五十五分 | 同十一時五十 | 午前九時五十分 | 同十時二十五 | 鮭 | 二尾 | 三十 | 午前九時五十分 | 同 | 十時十五分 |
| 正午 | | | | 正午 | 水中ヲ跳ヒ廻ル | 鮭 | 二尾 | 百十分 | 午後零時五十 | 午前九時五十分 | 同十時十五分 | 鮭 | 二尾 | 二十 | 午前九時五十五分 | 同 | 十時十五分 |
| 午後一時十分 | | | | 百二十五分 | 百二十五分 | 鮭 | 二尾 | 百二十分 | 同十一時 | 午前九時五十分 | 同九時五十 | 鮁 | 二尾 | 二十五 | 午前九時五十五分 | 同 | 十時十五分 |
| 同一時二十分 | | | | 百四十五分 | 百四十五分 | 鮐 | 二尾 | 百三十分 | 同十一時四 | 同九時五十 | 同十時二十分 | 鮀 | 二尾 | 二十九 | 午前九時五十五分 | 同 | 十時十五分 |
| 午前十一時 | | | | 九十分 | 九十分 | 鮐 | 二尾 | | 同十二時 | 同九時五十 | 同十時二十分 | 鮀 | 二尾 | 三十一 | 午前九時五十五分 | 同 | 十時十五分 |
| 午後零時二分 | | | | | | | | | 同十二時 | 同九時五十 | 同十時二十分 | 鮀 | 二尾 | 三十三 | 午前九時五十五分 | 同 | 十時十五分 |
| 同零時四十 | | | | | | | | | 同二時 | 同九時五十 | 同十時二十分 | 鮀 | 二尾 | 三十五 | 午前九時五十五分 | 同 | 十時十五分 |

(B) 昭和六年五月十一日射水郡伏木町大日本人造肥料株式會社工場排水を探水し翌十二日之が試験を行ひたり其結果次の如し

a 水槽記號 甲 號

| | | | | | |
|------|------|----|---------|------|-------|
| 経過時間 | 變化状況 | 開始 | 水中ヲ跳ヒ廻ル | 一尾死ス | 残一尾死ス |
| | | | 六十分 | 百三十分 | 百四十分 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

b 水槽記號 乙 號

| | | | | | |
|----------|------------|----|------------------|----|---------|
| 経過時間 | 變化状況 | 開始 | 鮭十尾鱈五尾(水温當初十二度半) | 同上 | 同二時五十五分 |
| 午後一時三十分 | 追フモ汚水ノ全部集リ | | | | |
| 午後一時三十分 | 污水及清水ノ注入 | | | | |
| 十 分 | フローバル左右取換 | | | | |
| 四十分 | 污水ヲ傾向アリ | | | | |
| 五十五分 | 再ヒ汚水及清水 | | | | |
| 七午後一時三十分 | ノ注入及取換 | | | | |
| 同二時二十五分 | 二尾ノ外全部 | | | | |
| 同二時三十分 | 清水注入口ニ | | | | |
| 同三時五分 | 集ル | | | | |
| 同三時十三分 | | | | | |
| 同三時三十分 | | | | | |
| 同三時五十分 | | | | | |
| 同四時 | | | | | |

| 経過時間 | 變化状況 | 開始 | 鮭 | 鮭 第一 第二 第三 區 (水 温 當 初 十二 度 半) | |
|---------|--------|--------|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--------|
| 午後一時三十分 | トナル仰向ケ | トナル仰向ケ | トナル仰向ケ | トナル仰向ケ | トナル仰向ケ | トナル仰向ケ | トナル仰向ケ | トナル仰向ケ | トナル仰向ケ | トナル仰向ケ | トナル仰向ケ | トナル仰向ケ |
| 五十三分 | | | | | | | | | | | | |
| 八十三分 | 一尾死ス | | | 一尾死ス | | | | | | | | |
| 百十三分 | 残一尾死ス | | | 残一尾死ス | | | | | | | | |
| 百二十八分 | 二尾共死ス | | | 二尾共死ス | | | | | | | | |
| 八十四分 | 死ス | | | 死ス | | | | | | | | |

(四) 第二回試験

供試魚は健全且始んと同大のものを使用せり其平均体重及体長次の如し

| 鯵 | 鮎 | 鮭 | 鮑 |
|-----------------------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 九、八五種 大二三、七〇種 小一一、三〇種 | 九、八〇種 一八、八〇瓦 | 八、四〇種 一六、五〇瓦 | 三、四五種 〇、五五瓦 |
| 國鱈 | 河鱈 | 鮭 | 鮑 |
| 二、四六種 | 二、四六種 | 二尾 | 二尾 |
| ○、一三瓦 | ○、一三瓦 | (水温當初十五度半) | (水温當初十五度半) |

(A) 昭和六年八月四日射水郡伏木町大日本人造肥料株式會社工場排水を採水し翌五日之が試験を行ひたり其結果次の如し

a 水槽記號 甲 號

| 鯵五尾 (水温當初十五度半) | 鮎三尾 (水温當初十五度半) | 鮭一尾 (水温當初十五度半) |
|-------------------|-------------------|-------------------|
| 開始 | 開始 | 開始 |
| 全部死ス | 全部死ス | 全部死ス |
| 十五分 | 八分 | 八分 |
| 七十分 | 十三分 | 二十三分 |
| 九十分 | 二十三分 | 二十三分 |
| 九十分 | 三十三分 | 三十三分 |

| 鯵三尾 (水温當初十五度半) | 國鱈二尾 (水温當初十五度半) |
|--------------------------------|--------------------|
| 開始 | 開始 |
| 明カニ集ル ニ清水ヲ見 | 同十時四十 分 |
| 二尾死ス | 十時四十分 |
| 直後ヨリ狂亂シ遂 | 同十一時四十分 |
| 九分 | 同十一時五十分 |
| 鯵五尾 (五區二分チ入ル) (水温當初十六度半) | 國鱈二尾 (水温當初十五度半) |

| 鯵五尾 (水温當初十五度半) | 國鱈二尾 (水温當初十五度半) |
|-------------------|--------------------|
| 開始 | 開始 |
| 二尾死ス | 同十時四十分 |
| 同十時十七分 | 同十時十八分 |
| 九分 | 同十時十七度半 |
| 鯵二尾 (水温當初十七度半) | 國鱈二尾 (水温當初十五度半) |

| | | |
|------------|------------|------------|
| 鮭三尾 | 鮭三尾 | 鮭三尾 |
| (水温當初十七度半) | (水温當初十七度半) | (水温當初十七度半) |
| 午前十時十分 | 同十時十二分 | 同十時十五分 |
| 底ニ沈ム | 三尾共狂亂水 | 三尾共死ス |
| 二分 | 五分 | 十 分 |
| 鮭二尾 | 鮭二尾 | 鮭二尾 |
| (水温當初十七度半) | (水温當初十七度半) | (水温當初十七度半) |
| 午前十時二十分 | 同十時二十二分 | 同十時三十五分 |
| 水底ニ沈ム | 二尾共狂亂シ | 一尾死ス |
| 二分 | 十五分 | 二十八分 |
| 鮭三尾 | 鮭三尾 | 鮭三尾 |
| (水温當初十七度半) | (水温當初十七度半) | (水温當初十七度半) |
| 午前十時三十六分 | 同十一時四十分 | 同十一時四十七分 |
| 一尾水底ニ沈ム | 一尾死ス | 一尾死ス |
| 十八分 | 二十二分 | 二十九分 |
| 鮭二尾 | 鮭二尾 | 鮭二尾 |
| (水温當初十六度半) | (水温當初十六度半) | (水温當初十六度半) |
| 同十一時三十六分 | 同十一時四十分 | 同十一時四十七分 |
| 二尾共苦悶ス | 一尾水底ニ沈ム | 一尾死ス |
| 八分 | 十八分 | 二十九分 |
| 鮭三尾 | 鮭三尾 | 鮭三尾 |
| (水温當初十八度半) | (水温當初十八度半) | (水温當初十八度半) |
| 午後一時二十分 | 午前十一時十八分 | 午前十一時二十六分 |
| 鮭三尾 | 鮭三尾 | 鮭三尾 |
| (水温當初十九度) | (水温當初十九度) | (水温當初十九度) |
| 同十一時三十 | 同十一時三十分 | 同十一時三十分 |
| 死ス | 百三十分 | 百六十分 |
| 鮭二尾 | 鮭二尾 | 鮭二尾 |
| (水温當初十八度半) | (水温當初十八度半) | (水温當初十八度半) |
| 同二時 | 同二時 | 同二時 |

c 前項の實驗に於て汚水の毒性激しかりしを以て約淡水二分汚水一分の割合に稀釋して水槽に盛これに汚水原液を注下せしめて之が魚体に及ぼす實驗に試みたり

(B) 昭和六年九月四日高岡市丸二友禪工場排水を探水し翌五日之が試験を行ひたり其結果次の如し

a 水槽記號 甲號

| 變化事項 | 供試魚 | 變化事項 | 供試魚 | 變化事項 | 供試魚 |
|----------|-----------|---------|-----------|----------|-----------|
| 経過時間 | 開始 | 経過時間 | 開始 | 経過時間 | 開始 |
| 午後一時五十三分 | 鮭三尾 | 午後一時二十分 | 鮭三尾 | 午前十一時二十分 | 鮭三尾 |
| 同一時五十四分 | (水温當初十九度) | 同一時三十 | (水温當初十九度) | 同十一時三十分 | (水温當初十九度) |
| 午後二時 | | 午後一時二十分 | | 午前十一時三十分 | |

b 水槽記號 乙號

| 變化事項 | 供試魚 | 變化事項 | 供試魚 | 變化事項 | 供試魚 |
|----------|-----------|---------|-----------|----------|-----------|
| 経過時間 | 開始 | 経過時間 | 開始 | 経過時間 | 開始 |
| 午後一時五十三分 | 鮭三尾 | 午後一時二十分 | 鮭三尾 | 午前十一時二十分 | 鮭三尾 |
| 同一時五十四分 | (水温當初十九度) | 同一時三十 | (水温當初十九度) | 同十一時三十分 | (水温當初十九度) |
| 午後二時 | | 午後一時二十分 | | 午前十一時三十分 | |

| 變化 状況 供試魚 | 開始 | 三尾共横臥ス | | 三尾共死ス |
|--------------|----------|---------|--------|-------|
| | | 経過時間 | 一分 | |
| 變化状況 供試魚 | 午後一時五十九分 | 同二時五十一分 | 同四時三十分 | |
| 變化状況 供試魚 | 開始 | 一尾浮上ス | 変化ナシ | |
| 経過時間 | 五十二分 | 百五十一分 | | |
| | | | | |

c 前項の實驗に於て汚水の毒性激しかりしを以て約汚水二分清水一分の割合に稀釋して水槽に盛りこれへ汚水原液を注下せしめて之が魚体に及ぼす影響を試すみたり

三、結論

本試験は昭和三年度に開始し其翌年よりは汚濁水の分析のみに留めず併せて該水中の鮎鮭鱈の稚魚を放ちて其嫌忌及致死の關係を測定して以て湖河魚族繁殖上に及ぼす影響を知らむとし本年度までに縣内小矢部川、神通川及白岩川等に排水する各種工場汚濁排水を逐次試験したる成績は各年度毎に既に報告せり而して庄川、常願寺川、黒部川、早月川等は其流域に特に被害ありと認めらるゝ工場排水流出なきを以て施行せず又小矢部川に流出する伏木町所在電氣化學工業株式會社工場は此處一兩年休業せるを以て供試料を得る能はず同じく北海曹達株式會社工場の排水は暗渠を以て河中に

排出するを以て同場構内にて採水するの外なき故其交渉をは爲せるも謝絶せられたるを以て乍遺憾これを欠くの止むなきに至れり他日手續を踏みて該排水の提出を要求して試験せむことを期するものなり

以上一應の試験を了したるも各工場の作業狀況により汚濁排水の含有物質及流量一定せざるを以て供試料採取の時期（月日及時間）により差異を生じ又之が流入する河川に於ても其時の河水量流入地點地形傍水の混入等により種々なる場合を生すべきを以て此回の成績を以て湖河魚類に及ぼす影響を論斷する能はずこれを明確に爲さむとせは回を重ね精細に調査及試験するの必要あり

如斯は周到なる進備の下に行はるゝものにして目下の本所としては其用意を欠く故に他日改めて施行せむことを期し此處には参考資料を得たるに止むるものとす

尙本試験施行に關し富山上新川婦負水產會及二上村伏木町能町村漁業組合より特に申請の次第もありたるを以て更に神通川及小矢部川に於ける工場排水の流入に依る汚染の程度を知らむとし其流域數ヶ所の地點にて河水を採取して其成分を検定したる結果に付て少しく論せむとす

小矢部川流域にありては其上流より見れば先づ石動町に於て北國製紙株式會社工場排水注入あり其排出せられたる附近は常に馬糞臭を放ち下流數町に涉り汚塵沈澱して一見して河水を汚濁すること多きを思はしむ其下流に木材に丹礮を注入せる殘流水を排出する所ありと雖も河水に混じたる後は稀薄となりて分析するも其檢出を見るに至らざりき、それより下りて二上橋に至るや高岡市内の丸二友禪工場排水其他銅器製造工場排水等を受入る千保川の河水合流するも爲めに汚濁せらるゝ程度は之を守山橋側及城光橋側の河水の分析結果を比較して知る如く殆んど其影響を認めざるも之を島分橋側の河水に比すれば漸く汚損せらるゝ如し更に伏木町に於ける王子製紙株式會社工場伏木板紙株式會社工場大日本人造肥料株式會社工場北海曹達株式會社工場新湊町に於ける樺太木材紙料株式

會社工場等の排水を包含する伏木河口附近の水は硫酸塩素アンモニアの存在を見又可酸化物質浮遊物質全固形物の相當增加するを知る就中硫酸の稍多きは注目すべきものとす如斯は明かに是等工場排水によりて汚濁せらるゝを証するものにして又坊間伏木港に入港する船舶は飲料用として城光橋下流鐵橋附近の河水を汲取ると傳へらるゝに徵するも肯定し得べし况んや各工場排水が魚族に及ぼす嫌忌及致死の状態は多少の差ありと雖も何れも有害なることを語れるに於ておやされば此等工場排水の流入せる河水が溯河魚類に對し如何なる程度の影響を與へつゝあるかは前述せる如く俄かに斷定し能はざるも將來汚濁排水の取締りに適當考慮を必要とすべきものと思惟す

神通川流域にありては其上流に神岡鑛山ありて爲めに本川混濁すと云はれ昭和五年婦負郡細入村なる宮川と高原川との合流點にて採水して分析及檢鏡せる結果これを稍肯定し得るも充分ならず昭和六年有澤橋側にて河水を採取し分析せる結果は問題とするに足らず次に大日本人造肥料株式會社富山工場排水の注入する井田川を合せたる新大橋側の河水を檢するに其汚濁せられたる徵候を認めず前記工場の排水は最初アンモニア及硫酸を著しく含有したりしが漸次減少せる如く時に汚水を排出するを目撃する由なれども新大橋側の河水を採取せる時は僅かにアンモニアの痕跡を認めたる程度なりきされど同工場の排水を直接受入る御門川水の井田川に流入する地點附近的の状況に付ては別に調査を要するものなるべし

更に神通川本流富山市外大正製麻株式會社工場排水第一ラミー紡績株式會社工場排水金山電化工業所工場排水及富山市内の下水を受入たる河水を萩浦橋側にて採取して分析する結果は前二者と大同小異にして論する程のもの無かりき僅かに可酸物質浮游物全固形物に於て増加を認めたるのみにて之によりて見れば富山市外の三工場排水は其排水量僅少なるを以て稀釋せられて影響を與ふる所少なかるべきかこれ亦他日の精査に俟つ所あるべし

漁業組合長會議の狀況

斯業の振興に關する諸般の重要な案件を討議研究し其の實現を期する目的を以て本會主催の下に昭和六年十月二十八日午前十時三十分より縣會議事堂に於て縣下漁業組合長、會議を開催せられたが當日の出席者は各漁業組合長本會役員、議員、職員等四十七名に達し濱田會長欠席に付柳川副會長代理開會の挨拶があつて議長席に就き各提出事項に付協議をなし午後三時閉會した、而して協議の結果は大要左記の通りである又請願する事項は十一月二十四日付を以て別項記載の通夫々發送し其の實現を期することに努めた

| 件 名 | 協 議 ノ 結 果 | 提 出 者 |
|---------------------------------------|---|-------------|
| 一、現下漁村ノ不況ニ直面シ施設改善ヲ要求セントスル事項ニ付意見ノ發表ヲ望ム | 雄神漁業組合ヨリ庄川下流通水ヲ良好ナラシメ且天然養殖ニ主力ヲ注ク様希望アリ | 縣水產會 |
| 二、魚市場手數料輕減方勧奨ノ件 | 東水橋町漁業組合ヨリ縣水產會ノ施設事業ハ不況對策ニ關スルコトヲ主眼トサレタキ希望アリタリ | 縣水產會 |
| 三、本縣水產製品取締規則第一條改正方建議ノ件 | 各魚市場へ勧奨スル外縣知事ヘモ請願スルコト尙將來縣水產會ニ於テ共同販賣實施ヲ希望スルモノアリキ | 縣水產會 |
| 四、專用漁業權出願ニ對シ速ニ分セラル様其筋へ請願ノ件 | 本年一月縣水產會ニ於テ水產製品検査統一施行ノコトニナリタルヲ以テ同規定中同業組合ノ字句存置ノ必要ナキタメ改正方知事へ請願スルコト農林大臣へ請願スルコト | 同上 |

| | | | |
|----------------------|---|-------------------|--------------|
| 五、漁業遭難者救濟資金充實ニ關スル件 | 趣旨ニ賛成ナルモ今少シ徹底シタル計畫樹立ノ必要アリトシ 委員ヲ設ケ具体案作製ノ上更ニ協議ヲナスコト | 同 | 上 |
| 六、本縣漁業取締規則第二十二條ニ關スル件 | 佐渡博二、藤野彦左衛門、沙海昌、米谷源次郎、田島豊次郎 大西篤示、絹野彦左衛門、小松武五郎、漆間唯一、濱多與五郎 | 同 | 上 |
| 七、本縣漁業取締規則第二十五條改正方ノ件 | 網目ノ制限ヲ六、七、八ノ三ヶ月解除スルノ可否ニ付意見ヲ リシガ研究ノ要アリトシ宿題トナス | 求メタルニ解除不賛成ノ者多數ナリキ | 同 |
| 八、專用漁業免許處分速進ニ關スル件 | 河口附近ニ於ケル禁止漁具中手綱ヲ除外セラレタキ意見ナ リシガ研究ノ要アリトシ宿題トナス | 前記四ト合併 | 同 |
| 九、物流下防止方法ニ關スル件 | 各工場ノ排水調査促進方略知事へ請願スルコト | 前記四ト合併 | 同 |
| 一〇、漁船及漁業税廢減整理ノ件 | 水產會へ經費ノ余サヘ出來レハ相當低減ヲ計ル方針ナル旨答 | 水見浦漁業組合 | 經田村漁業組合 |
| 一一、漁船及漁業者ノ遭難救濟ノ件 | 前記五ト合併 | 同 | 同 |
| 一二、機船底曳網漁業取締ノ件 | 知事及關係警察署長宛請願スルコト | 東水橋町漁業組合 | 二上村伏木町能町漁業組合 |
| 一三、煮乾體検査手數料遞減ノ件 | 同 | 同 | 同 |

漁業組合長會議出席者

境村漁業組合長 水島保綱 同 事務員 黒田義則
宮崎浦漁業組合長 竹谷徳松 泊浦漁業組合事務員 竹中慶太郎
東水橋町漁業組合長 小松武五郎 五ヶ庄村赤川漁業組合 事務員 西井芳之

本會副會長 上野八郎右衛門
特別議員 小島省吾

同 事務員 黑田義則
同 特別議員 竹中慶太郎

同 事務員 竹中慶太郎

同 同 同 同

同 嘴託技師 同 同

昭和六年十月二十八日本會主催の下に縣下漁業組合長會議を開催斯業振興に關する各種の案件に付協
富水發第一二七號
請願書

議致候處別記事項請願の事に協議致候條何卒願意御採用の上速に御處置被下候様致度此段及請願候也

昭和六年十一月二十四日

富山縣水產會長 濱田長次郎印

農林大臣宛
(專用漁業權の分)
沿海各警察署長宛
(機船底曳網取締の分)

富水發第一二七號

魚市場手數料輕減方ノ件
昭和六年十一月二十四日

富山縣水產會長 濱田長次郎印

縣下各魚市場社長宛

縣下漁村不況ニ直面シ之レカ對策ヲ講シ其ノ振興ヲ期スルノ急務ナルヲ認メ去ル十月二十八日本會主催ノ下ニ縣下漁業組合長會議ヲ開催シ諸般ノ案件ニ付協議致候處其ノ内魚市場手數料輕減方ノ件ハ滿場一致ノ決議ヲ以テ其ノ實現ニ努ムルコトニ相成候ニ就テハ事

情御推察ノ上此際相當手數料低減相成様御配慮相煩度理由ヲ具シ此段申進候也

理由

縣下ニ於ケル魚市場ノ手數料ヲ見ルニ最高一割、最低六分平均約八分ニ達スル狀態ナルガ近時魚價ノ低落著シキモノアリ(東京魚市場ノ取扱ニ係ル重要魚類ノ魚價ニヨレハ大正十三年ニ比シ昭和五年ハ平均約二割七分ノ低落ナル)爲ニ漁家ノ經濟極度ニ窮迫シ居レリ然ルニ魚市場手數料ハ依然好況時代ト同率ニシテ生産者タル漁民ハ其ノ苦痛倍々增大スルモノアリ漁民經濟ノ窮迫セルコト叙上ノ如クナルヲ以テ生産者ト消費者トノ間ニ介在セル魚市場經營者ニ於テモ特ニ現下ノ經濟狀態ヲ留意セラレ此際相當手數料ノ輕減實行ヲ期セラレムコトヲ切望ス

一、魚市場手數料輕減方ノ件

知事由宛

魚市場宛ノモノト同様

一、本縣水產製品取締規則中改正方ノ件

知事由宛

縣下重要水產製品ノ品質ノ改善統一ヲ計リ販路ノ擴張ト共ニ聲價ノ向上ヲ期スル目的ヲ以テ本會ハ本縣水產製品取締規則ニ基キ昭和四年二月ヨリ煮乾鰯、櫻乾鰯、醤甲蝦、煮乾蟹烏賊、捕獵ノ五種ニ付製品検査ヲ施行シ又水見郡鰯製品同業組合ニ於テモ鰯製品ニ限り同様検査施行シツアリシガ本會ハ検査ノ目的達成上検査主体合併ノ必要ヲ高唱シ其ノ實現ニ努力ヲ拂ヒ御禮亦其ノ必要ヲ切實ニ認メラレ遂ニ本年一月御聽柳川商工課長殿ノ裁定ニヨリ本會ニ於テ検査統一施行ノコトニナレリ從テ現行縣令水產製品取締規則第一條中同業組合ナル文字ハ最早其ノ必要ナキニ至リタルノミナラス將來検査主体ノ兩立ヲ防止スル上ニ於テモ該文字削除ノ要アリト認メラルニ依ル

(參考)

富山縣水產製品取締規則

第一條左ニ掲タル水產製品ハ本則ニ依リ縣水產會又ハ同業組合ニ於テ定ムル検査規定ニ依ル検査ヲ受ケタル後ニ非ザレハ之ヲ販賣讓渡、寄託シ又ハ之等ノ目的ヲ以テ縣水產會ノ定ムル所屬検査區域又ハ同業組合ノ地域外ニ移送スルコトヲ得ス

一、煮乾鰯
二、櫻乾鰯
三、醤甲蝦
四、煮乾蟹烏賊
五、鹽鰯

一、漁業稅ノ輕減並種目整理ニ關スル件

現行縣稅賦課規則ニ依ル漁業稅ハ其ノ權利又ハ行爲ニ對シ夫々課稅セラル制度ナルガ故ニ營業稅ノ如ク其ノ收益ニ對シテ課稅セラルモノニ比シ差異アルハ勿論ナリト雖モ漁業稅ノ種目ハ其ノ數甚タ多キ爲實際納付スヘキ稅額増大ナルニヨリ從來屢々之レカ輕減方ニ關シ請願シ居リタル次第ニシテ未タ充分ナル輕減ヲ見サルノ狀態ニアルハ寔ニ遺憾トスル所ナリ元來漁業ハ目的物ノ漁期ノ關係アリテ一ヶ年ヲ通シ一種ノ漁具ヲ以テ經營スルコト稀ニシテ少クトモ數種ノ漁具ヲ使用スルヲ要ス從テ各種類別ノ稅額ヲ加算スルトセハ實ニ多額ニ達シ尙此外漁船ニモ別ニ課稅セラルニ於テハ漁民ノ負擔過重ナリト云フベシ故ニ當業者ハ漁業取締規則ニ基ク漁業別ノ鑑札ヲ受クルヲ嫌ヒ惹テ之レカ取締上惡影響ヲ及ホスコト不尠、依テ漁業ノ實際ニ適合スル様漁業稅ノ種目整理ヲナスト共ニ之レカ輕減ヲ計ルハ不漁ト魚價低落ニヨリ窮屈セル漁村ノ救濟策トシテ堅喫事ナリト認ムルニ依ル

一、機船底曳網漁業取締方ニ關スル件

知 事 宛

沿海各警察署長宛

理 由

近時機船底曳網漁業ノ勃興ニ伴ヒ密ニ禁止區域（省令ニ依ル）ニ侵入操業スルモノ頻繁ニシテ沿岸漁業者ヲ脅威シツツアルモノアリ元來本漁業ハ螺旋推進器ヲ備フル船舶ニ依リ手縄網、打瀬網、其他ノ底曳網ヲ使用シテナス漁業ニシテ其ノ漁法ヨリ見ルモ海底魚ヲ目的トシ極メテ精巧ナル漁具ナルヲ以テ酷漁獲ノ弊アリ、故ニ沿岸漁場ノ荒廢ヲ招來スルコト甚シク實ニ憂慮ニ堪エサル所ナリトス、殊ニ本縣ハ古來沿岸漁業ヲ以テ生計トスルモノ多數アリテ其ノ打撃ノ甚大ナルコト論ヲ俟タス現在ノ禁止區域ヨリ見ルモ富山灣内ニテハ操業スル余地ナキニ付此ノ点充分御賢察ノ上取締ニ關シ御高配賜ハランコトヲ望ム

一、小矢部川河口及千保川筋有害物流下防止ニ關スル件

知 事 宛

理 由

小矢部川ハ古來鮎、鯉、鱒、其ノ他淡水魚族ノ棲息ニ適シ水產上重要ナル河川ニシテ其ノ年產額數萬圓ヲ算シ沿川漁民千余人ノ生計ヲ保持シ來リシカ近年頓ニ漁獲減少ノ傾向ニアルハ寔ニ遺憾ニ堪エサル所ナリトス、以上ノ原因多々アリト雖モ就中小矢部川河口附近ヲ始メ、千保川筋ニハ諸種ノ工場アリテ其ノ排出スル有害物質ノ遺棄流下ニ起因スルコト亦大ナルモノアルト認メラレ從來屢々本件ニ關シ之レカ調査方請願シタリシニ御廳ニ於テモ其ノ必要ヲ認メラレ縣水產講習所ニ於テ目下水質汚濁ニ關スル調査施行中ナリト聞及フモ此際之レカ調査ノ速進ヲ期セラルト共ニ其ノ真相ノ發表ニヨリ魚族ニ有害ナル物質ニ關シテハ流下ヲ防止スルニ適當ナル方法ヲ講スルハ現下河川漁業衰退ノ實情ニ鑑ミ緊要ナリトス依テ此際更ニ一段ノ御高配賜ハランコトヲ望ム

一、專用漁業權出願處分促進方ノ件

農 林 大 臣 宛

理 由

本縣下漁業組合中專用漁業權ノ出願件數十五件（新規十件、變更五件）ニ達スルカ出願以來數年ニ及フモ未タ處分ヲ見サルモノアルノ狀態ニシテ組合員ノ漁場利用上遺憾不尠且又處分ノ遲延ハ將來徒ニ出願ヲ躊躇セシムルニ至ルヘク懇テ組合ノ維持發達ニモ影響スルモノアルヲ以テ右事情御洞察ノ上速ニ處分セラルル様御高配賜ハランコトヲ望ム

水產製品検査の狀況

本會は縣下水產製品の改善統一を圖り併せて販路の擴張と共に其の聲價の向上を計る目的を以て本縣水產製品取締規則に基き昭和四年二月より製品検査を施行し着々其の實績を擧げてゐるが其の狀況を左表に掲げて参考に供することにした。

等級別検査數量比較

（▲印は減）

| 品名 年 度 別 區 別 | 蝦 鹽 甲 鼈 比 較 增 減 ▲ | 蝦 鹽 甲 鼈 比 較 增 減 ▲ | 蝦 鹽 甲 鼈 比 較 增 減 ▲ | 蝦 鹽 甲 鼈 比 較 增 減 ▲ |
|-----------------------------|---|---|---|---|
| 第一區 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 第二區 | | | | |
| 第三區 | | | | |
| 第四區 | | | | |
| 備 考 | | | | |

検査製品の價格

(一等品を標準とし各拾貰又二付平均價格)

| 蝶 鹽 甲 鼈 比 較 增 減 ▲ | 蝶 鹽 甲 鼈 比 較 增 減 ▲ | 蝶 鹽 甲 鼈 比 較 增 減 ▲ | 蝶 鹽 甲 鼈 比 較 增 減 ▲ | 蝶 鹽 甲 鼈 比 較 增 減 ▲ | |
|---|---|---|---|---|--------|
| 第一區 | 三〇、〇〇〇 | 一九、九九〇 | 一五、七〇〇 | 一一、九〇〇 | 一三、〇三〇 |
| 第二區 | 一六、四〇〇 | 一九、七〇〇 | 一五、七〇〇 | 一〇、九〇〇 | 一九、九〇〇 |
| 第三區 | 一九、七〇〇 | 一九、七〇〇 | 一五、七〇〇 | 一〇、九〇〇 | 一九、九〇〇 |
| 第四區 | 一九、七〇〇 | 一九、七〇〇 | 一五、七〇〇 | 一〇、九〇〇 | 一九、九〇〇 |
| 備 考 | | | | | |

第四區分は三月分の平均價格です

| 昭和六年度検査製品數量 | | （縣下全區） | | | | | | | | | |
|-------------|------------------------|-------------------------|------------------------|---------------------|----------------------|---------------------|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | | 豐關朝岩崎長宮佐鹿兒賀手玉島崎縣縣縣縣鮮州縣他 | | | | | | | | | |
| 月 | 別品名 | 煮乾鰯 | 櫻乾鰯 | 煮乾鱈烏賊 | 鼈甲蝦 | 鹽 | | | | | |
| 昭和六年 | | | | | | | | | | | |
| 五 月 | 二、八〇一、四〇〇 三、四〇六、四〇〇 | 三、八〇一、四〇〇 五九、八八九、一〇〇 | 一七、九八九、〇〇〇 八、六三、四〇〇 | 四七、八〇〇 一、九八〇、〇〇〇 | 二九五、五〇〇 一、九八八、〇〇〇 | 一、九八八、〇〇〇 七〇、〇〇〇 | 五七九、〇〇〇 一、九八八、〇〇〇 | 一、九八八、〇〇〇 七〇、〇〇〇 | 一、九八八、〇〇〇 七〇、〇〇〇 | 一、九八八、〇〇〇 七〇、〇〇〇 | 一、九八八、〇〇〇 七〇、〇〇〇 |
| 四 月 | | | | | | | | | | | |
| 三 月 | | | | | | | | | | | |
| 二 月 | | | | | | | | | | | |
| 一 月 | | | | | | | | | | | |

| 月 | 別品名 | 煮乾鰯 | 櫻乾鰯 | 煮乾鱈烏賊 | 鼈甲蝦 | 鹽 |
|--------|-----|-----|-----|-------|-----|---|
| 昭和六年 | | | | | | |
| 四 月 | | | | | | |
| 三 月 | | | | | | |
| 二 月 | | | | | | |
| 一 月 | | | | | | |

| 月 | 別品名 | 煮乾鰯 | 櫻乾鰯 | 煮乾鱈烏賊 | 鼈甲蝦 | 鹽 |
|---------|-----|-----|-----|-------|-----|---|
| 昭和六年 | | | | | | |
| 六 月 | | | | | | |
| 七 月 | | | | | | |
| 八 月 | | | | | | |
| 九 月 | | | | | | |
| 十 月 | | | | | | |
| 十一 月 | | | | | | |
| 十二 月 | | | | | | |

漁船機關検査指導の状況

漁船機關取扱の適否は直接漁業經營上至大の關係を有するので從來屢々講習會を開催し機關取扱者の技術の養成に努めて來たが、實際の取扱に當り尙不可解な點や故障の原因等が判明しないで困難して居るもののが相當あるので本縣水產會では農林省より専門技術官を招聘の上漁船機關の取扱者を實地に指導し合理的取扱法を體得せしめて機關の効率を増し保存年限を延長すると共に遭難豫防に備へ一面漁業能率の増進を計る目的を以て漁船機關の検査指導をなしたが其の状況は次の如くで縣下發動機漁船の進展上程益したこと大なるものがあつた

一、検査官 農林省水產局技手 松家秀男氏

二、検査指導の場所及船數

八二

| 月 日 | 場 所 | 検査指 導を受 けた 船數 |
|----------------------|----------------------|------------------------|
| 九九 月月 十八 七六 | 九九 月月 十一 五四 | 九九 月月 十一 三二 |
| 九九 月月 日日 | 九九 月月 日日 | 九九 月月 日日 |

四〇 八六 一二 一四

| 順検 査番 号 | 検 査ノ 日 | 検 査ノ 場所 | 機 関種 類 | 機 関馬 力 | 機 關製 作所 |
|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------|
| 7 6 5 4 3 2 1 | 一二 日 | 冰 見 町 | 無 中 波 | 無 | 据 付 船 名 |
| 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 | 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 | 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 | 火 火 同 同 火 火 同 同 火 火 同 同 | 火 火 同 同 火 火 同 同 火 火 同 同 | 島 本 鐵 工 所 |
| 丸 丸 丸 丸 丸 丸 丸 丸 丸 丸 丸 丸 丸 | 丸 丸 丸 丸 丸 丸 丸 丸 丸 丸 丸 丸 丸 | 丸 丸 丸 丸 丸 丸 丸 丸 丸 丸 丸 丸 丸 | 電 電 氣 氣 氣 氣 球、 | 電 電 氣 氣 氣 氣 球、 | 佐 賀 造 船 鐵 工 所 |
| 火 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 | 火 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 | 火 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 | 火 球、 | 火 球、 | 新 潟 鐵 工 所 |
| 球、 | 球、 | 球、 | 氣 氣 球、 | 氣 氣 球、 | 佐 賀 造 船 鐵 工 所 |
| 無 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 | 無 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 | 無 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 | 着 着 着 着 着 着 着 | 不 明(千早商會抜) | 佐 賀 造 船 鐵 工 所 |
| 水 | 水 | 水 | 水 | 水 | 佐 賀 造 船 鐵 工 所 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--------|--------|--------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 | 同 同 同 一 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 | 五 日 | 四 日 | 三 日 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 佑 榮 幸 佑 善 仁 寶 新 長 久 榮 仁 傳 無 松 無 無 無 無 無 無 昭 | 成 壽 興 幸 興 寶 久 榮 寶 吉 五 吉 榮 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 丸 | 丸 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 火 同 | 火 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 球、 | 球、 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 無 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 | 無 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水 | 水 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三 二 一 ○ 四 ○ 六 八 六 ○ 一 八 六 ○ 一 五 五 三 五 二 | 同 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 山 佐 佐 佐 佐 佐 佐 小 松 松 原 原 前 同 | 陽 賀 賀 賀 賀 賀 賀 林 林 原 原 鐵 鐵 鐵 鐵 鐵 鐵 鐵 鐵 鐵 鐵 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工作 所 | 工作 所 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 40 | 39 | 38 | 37 | 36 | 35 | 34 | 33 | 32 | 31 | 30 | 29 | 28 | 27 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 一六日 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 一八日 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 四 |
| 津 | 町 | 方 | 町 | 瑞 | 無 | 大 | 平 | 住 | 笠 | 共 | 高 | 朝 | 本 |
| 漬 | 住 | 海 | 漬 | 吉 | 日 | 進 | 闇 | 寶 | 共 | 笠 | 無 | 電 | 電 |
| 丸 | 丸 | 丸 | 丸 | 丸 | 丸 | 丸 | 丸 | 丸 | 丸 | 丸 | 丸 | 氣 | 氣 |
| 火 | 火 | 電 | 火 | 電 | 氣 | 火 | 火 | 珠 | 火 | 火 | 珠 | 着 | 着 |
| 球 | 球 | 氣 | 珠 | 氣 | 着 | 火 | 珠 | 、注 | 火 | 同 | 水 | 火 | 火 |
| 、注 | 、注 | 着 | 、注 | 着 | 水 | 火 | 火 | 水 | 火 | 同 | 水 | 水 | 水 |
| 五 | 五 | 六 | 六 | 七 | 八 | 八 | 九 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 八 |
| 五 | 五 | 六 | 六 | 七 | 八 | 八 | 九 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 八 |
| 日本鐵工株式會社 |
| 戸烟鑄物株式會社 |
| 奥村鐵工所 |
| 佐賀造船鐵工所 |
| 林 | 林 | 林 | 林 | 林 | 林 | 林 | 林 | 林 | 林 | 林 | 林 | 林 | 林 |
| 濱田鐵工所 |
| 小林鐵工所 |
| 興十田鐵工所 |

検査官は各機關に就き既往、現在の状態を調査し故障あるものは其の原因を明にし是れが處置並將來取扱上に關する指導を行ひたり

併して機関取扱者中各自の擔當せる機関の重要な寸法を知らざる者潤滑油の消費量に對し注意を缺く者、機関の掃除及バルブ等の摺合を爲すことを怠る者等あり又故障あるも其の原因を不明の儘放置する者あらは甚だ遺憾にして尙豫備品を小道具類と同一容器に收め錆を生ずるも一向意に介せざるが如き者を見

受けたり斯の如きは今後充分注意を拂ふの必要あるべし

昭和六年度本會施行の河川養殖事業の状況

輓近水力電氣事業の勃興に依り河川に堰堤を築設するもの多く爲に鮭、鱈、鮎等の潮上下降を阻害し漸次漁獲減少するに至りたるため庄川、神通川、黒部川の三大河川に就き本會に於て左の養殖事業を施行し一面縣へ鮭鱈族の孵化放流事業を委嘱しこれが補殖を計れり

一、庄川筋

イ、琵琶湖産小鮎の移植

| 放流月日 | 放流場所 | 發送尾數 | 斃死尾數 | 斃死率 | 放流尾數 | 放流尾數中 標識放流數 |
|-------|---------------|--------|-------|-----|--------|----------------|
| 五月十九日 | 元雄神村地先元雄神橋下 | 二〇,〇〇〇 | 一、七〇 | 三% | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 同 | 大田村地先大田橋下流三百米 | 一〇,〇〇〇 | 九、五〇 | 九% | 九、〇〇〇 | 九、〇〇〇 |
| 同 | 大門町地先雄神橋下 | 一〇,〇〇〇 | 九、七〇 | 九% | 九、〇〇〇 | 九、〇〇〇 |
| 計 | | 四〇,〇〇〇 | 三一、七〇 | 八% | 二九、七〇〇 | 二九、七〇〇 |

標識魚とは放流魚の脂鰭を截除し成長、分布並に在來鮎との區別に供せんが爲行ひたるものなり、尚上表の外割増尾數の約八千尾も同時に放流なしたり

ロ、鰻兒の移植

鰻兒は利根川、霞ヶ浦產の一尾平均三匁内外のものにして原產地より客車積とし高岡驛に到着したるものは運搬距離の遠近に依り貨物自動車、荷車、自轉車等にて運搬放流なしたり

八、鰻兒の放流

| 放流月日 | 放流場所 | 購入數量 | 斃死數量 | 斃死率 | 放流數量 |
|------------------|----------------------|---------------|-------------|-------|---------------|
| 自五月十一日 至五月十六日 | 太田村地先庄川和田川合流地 ノ地点 | 三〇八,〇〇〇 貲候 | 〇,三七〇 貢候 | 一、八四% | 三〇二,三三〇 貲候 |
| 自五月五日 至五月八日 | 元雄神村地先元雄神橋上流五 〇米 | 八〇,〇〇〇 貢候 | 〇,三六〇 貢候 | 〇、四六% | 七九、六三〇 貢候 |
| 自五月八日 至五月八日 | 元雄神村地先元雄神橋上流五 〇米 | 五〇,〇〇〇 貢候 | 一、四一〇 貢候 | 一、三五 | 一二〇、五九〇 貢候 |
| 計 | | 五〇〇,〇〇〇 貢候 | 七、四五〇 貢候 | 一 | 四九二、五五〇 貢候 |

| 放流月日 | 放流場所 | 運搬數量 | 斃死數量 | 斃死率 | 放流數量 |
|------------|-------------|-----------------|-------------|-------------|-----------------|
| 十一月五日 | 能町村地先 | 一〇三,〇〇〇 貢候 | 一、七〇 貢候 | 〇、〇六% | 一〇三,九三〇 貢候 |
| 十一月五日 | 大門町地先 | 二〇一,四〇〇 貢候 | 〇 | 〇% | 二〇一,四〇〇 貢候 |
| 十一月八日 | 太田村地先大田橋下 | 二〇、九〇〇 貢候 | 〇 | 〇% | 二〇、九〇〇 貢候 |
| 十一月八日 | 元雄神村地先元雄神橋下 | 一〇三,〇〇〇 貢候 | 一、七〇 貢候 | 〇、〇六% | 一〇三,九三〇 貢候 |
| 十一月八日 | 東山見村小牧堰堤船着場 | 七三、四〇〇 貢候 | 〇 | 〇% | 七三、四〇〇 貢候 |
| 同 十一月九日 | 利賀村大牧温泉地先 | 八三、二九〇 貢候 | 一、二四五 貢候 | 一、二四五 貢候 | 八三、二九〇 貢候 |
| 十一月七日 | | 一〇三,〇〇〇 貢候 | 〇 | 〇% | 一〇三,〇〇〇 貢候 |
| 十一月六日 | 平村地先大島橋下 | 二〇三,九〇〇 貢候 | 一、九〇 貢候 | 〇、〇六% | 二〇三,九〇〇 貢候 |
| 計 | 平村見座地先 | 二、七二八、一〇〇 貢候 | 一、九〇 貢候 | 〇、〇六% | 二、七二八、一〇〇 貢候 |

右放流に要したる鰻苗は一尾平均一〇匁の真鰻當才兒にして何れも縣下養鰻業者の生産したるものなり

二、公魚人工孵化放流

茨城縣水產試驗場より霞ヶ浦產公魚卵八百四十萬粒を購入し内六百万粒を小牧堰堤ブール間大牧地

先、祖山堰堤ブール間大島地先の二個所に收容し二百四十萬粒は廣上淡水魚族增殖場に收容し目下

人工孵化施行中なり

一、神通川筋

イ、鮎人工孵化放流

一、採卵並放流場所

神通川本川聯隊橋上流五百米

二、採卵期間

自十月三日至十月十三日

三、採卵數

約三三、八一七、六〇〇粒

四、孵化放流月日

自十月十四日至十月二十日

五、放流尾數

約二八、七四四、九六〇尾

六、孵化率

八五、〇パーセント

神通川支流井田川へ注ぐ牛ヶ首用水筋高岡電燈株式會社第三發電所堰堤下に謂集せる稚鮎は溯上不能のため發育不良なるに鑑み左の通り掬揚放流をなしたり

- 一、放流場所 婦負郡熊野村土淵地先神通川本川
- 二、採捕放流期間 自五月二十六日 至六月三十日
- 三、採捕漁具 四ツ手網
- 四、放流尾數 一一、九三〇尾

三、黒部川筋

イ、琵琶湖產小鮎の移植

| 放流月日 | 放流場所 | 發送尾數 | 斃死尾數 | 斃死率 | 放流尾數 | 標識尾數 |
|-------------|-----------------------|--------|--------|-----|-------|-------|
| 自五月八日至五月十二日 | 内山村宇奈月地先 下立村地先愛本橋下 | 四〇,〇〇〇 | 二〇,〇〇〇 | 五〇% | 一,三〇〇 | 八三 |
| 五月八日 | 飯野村地先黒部橋下 | 二〇,〇〇〇 | 一〇,〇〇〇 | 五〇% | 一,一〇〇 | 八一 |
| 五月十二日 | | 二〇,〇〇〇 | 一〇,〇〇〇 | 五〇% | 一,一〇〇 | 八一 |
| 計 | | 八〇,〇〇〇 | 四〇,〇〇〇 | 五〇% | 三,五〇〇 | 二,九一三 |

尙右の外割増尾數約一万二千尾も放流なしたり

本會より本縣へ委嘱せる鮭鱈族孵化放流事業は次の如し

| | | | | |
|-------|---|-------|----|------|
| 一、庄川 | 鮭 | 四五四万粒 | 鱈 | 七四万粒 |
| 一、黒部川 | 鮭 | 五〇万粒 | 鱈 | 五〇万粒 |
| 一、神通川 | 鮭 | 二〇万粒 | 河鱈 | 七万粒 |

虹鱈 七万粒

河鱈 七万粒 虹鱈 七万粒

都市水產會補助金交付

本會は都市水產會の活動を助成するため六年十二月五日付を以て左記の通り補助金を交付した

| 會名 | 事業の種類 | 補助金交付額 |
|------------|---------|--------|
| 下新川郡水產會 | 金貳百貳拾八圓 | |
| 中新川郡水產會 | 金百九拾六圓 | |
| 上新川水產會 | 金百九拾六圓 | |
| 富山上新川婦貢水產會 | 金百參拾八圓 | |
| 射水郡水產會 | 金貳百拾七圓 | |
| 冰見郡水產會 | 金貳百貳拾五圓 | |
| 計 | 金千貳百圓 | |

水產施設事業獎勵金交付

本會は水產施設事業獎勵のため出願十件の中により最も適切なるものを選び七年一月二十九日付を以て左記の通り獎勵金を交付しこれを助成することにした

| 交付先 | 事業の種類 | 交付金額 |
|-------------|----------|-------|
| 宮崎浦漁業組合 | 和布共同販賣 | 金貳拾圓 |
| 間島新村漁業組合 | 石花菜養殖 | 金參拾圓 |
| 魚津浦漁業組合 | 水產補習教育普及 | 金貳拾圓 |
| 崎嶋興三平 | 鯉飼養 | 金拾八圓 |
| 二上村伏木町村漁業組合 | 水產繁殖 | 金貳拾貳圓 |
| 庄東漁業組合 | 苗放流 | 金貳拾五圓 |

中新川郡割烹乾鰐同業者組合 割烹乾鰐販路擴張 金貳拾五圓
阿尾漁業組合 柔魚加工試驗 金四拾圓

縣下に於ける魚族孵化場一覽

一、庄川筋

| 事項名稱 | 廣上淡水魚族養殖場 | 大島孵化場 | 下田孵化場 |
|---------|--------------------|--------------------|-----------------|
| 位數地面積 | 射水郡淺井村廣上 三・六一四坪 | 東礪波郡平村大島 二三・二五坪 | 東礪波郡利賀村下田 六坪 |
| 銅育池面積 | 一・〇七二坪 | 二〇坪 | 一・四坪 |
| 孵化室面積 | 五六坪 | 一、四坪 | 六坪 |
| 其他ノ建坪 | 事務室、舍宅、調餌室、倉庫六八坪 | 事務室 二・二五坪 | 事務室 二・二五坪 |
| 孵化槽使用水量 | アツトキニス式 每秒六〇個 | ストーン式 二二個 | アツトキニス式 二個 |
| 孵化能力 | 鮭卵 五五〇萬粒 | 米國鱈卵 六〇萬粒 | 米國鱈卵 二四萬粒 |
| 飼育能力 | 鮭稚魚孵化後四ヶ月五五〇萬尾 | 鱈稚魚二ヶ月 六〇萬尾 | 鱈糞吸收迄 二十四萬粒 |
| 飼育能力 | 鮭卵 〇・〇二個 | 米國鱈卵 〇・〇一個 | 米國鱈卵 〇・〇一個 |
| 飼育能力 | 鮭八〇萬尾 | 六〇萬尾 | 二四萬粒 |
| 設立年月 | 昭和六年 | 昭和三年 | 昭和四年 |
| 所有者 | 富山縣水產會 | 富山縣水產會 | 富山縣水產會 |

一、神通川筋

奥田孵化場

| 事項名稱 | 字奈月淡水魚族養殖場 | 上新川郡奥田村東田地方町 | 孵化室建坪 |
|-------|------------|--------------|------------|
| 位數地面積 | 下新川郡内山村字奈月 | 四五坪 | 二一坪 |
| 銅育池面積 | 三三〇・九坪 | 二八坪 | 一二個 |
| 其他ノ建坪 | 事務室人夫舍倉庫 | 八〇萬尾 | 八〇萬粒 |
| 孵化能力 | 鮭一八六坪 | 鮭 | 鮭 |
| 孵化能力 | 鮭八〇萬尾 | アツトキニス式 | アツトキニス式 |
| 孵化能力 | 鮭一五、七坪 | 八〇萬粒 | 八〇萬粒 |
| 設立年月 | 明治二十六年十一月 | 富山上新川婦賣水產會 | 富山上新川婦賣水產會 |
| 所有者 | 音澤假孵化場 | 音澤 | 音澤 |

三、黒部川筋

| 事項名稱 | 字奈月淡水魚族養殖場 | 上新川郡奥田村東田地方町 | 孵化室建坪 |
|-------|------------|--------------|-------|
| 位數地面積 | 下新川郡内山村字奈月 | 四五坪 | 二一坪 |
| 銅育池面積 | 六二〇坪 | 二八坪 | 一二個 |

尚富山縣水產會では神通川筋に於て鮭百万粒の孵化能力を有する孵化場建設計畫中にて目下土地撰定中なり

但し字奈月淡水魚族養殖場目下建設工事中にて本年六月完成の豫定なり

鮒標識放流の成績

本縣定置漁業研究會では鮒の洄游状況を調査するため昭和二年以來鮒の標識放流を施行してゐるが其の成績は次の如くで大体北東より陸岸に沿ひ能登を経て南下することが證明された、然し他府縣で放流したもののが本縣で未だ再捕された事實がないのは遺憾である故に今後北海道又は新潟縣で標識放流を施行さるゝ様希望してゐる

| 昭 十 一 月 | 年 日 時 | 放 流 の 部 | 再 捕 の 部 | | |
|---------------------------------------|--|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| | | | | 漁 場 名 | 種 類 尾 數 |
| 射 水 平 塚 | 射 水 平 塚 | 同 | 同 | ブリ | 二〇 |
| 新 川 郡 | 新 川 郡 | ブリ | 同 | フクラギ | 二〇 |
| 上 新 川 郡 | 下 新 川 郡 | 曳 鈴 水 神 樂 | 水 前 見 郡 | 射 水 大 神 水 神 樂 | 二〇 |
| 曳 鬼 | 吉 島 | 曳 鬼 | 水 前 見 郡 | 曳 水 水 前 見 郡 | 二〇 |
| ブリ | ブリ | ブリ | 同 | ブリ | 二〇 |
| 四 三 三 | 五 二 二 | 四 三 | 二〇 二〇 | | |
| 午 十二 前 二 八 五 時 日 | 午 十二 前 二 八 三 十 時 日 | 午 十二 前 二 六 四 時 日 | 朝 十二 月 二 四 四 時 日 | 午 十二 前 二 六 八 時 日 | 午 十二 前 二 四 九 時 日 |

| 昭 十 一 月 | 年 日 時 | 放 流 の 部 | 再 捕 の 部 | | |
|------------------|------------------|------------------|------------------|----------------------------|--------|
| | | | | 漁 場 名 | 尾 數 |
| 射 水 平 塚 | 射 水 平 塚 | 同 | 同 | 石 川 縣 鹿 島 郡 | 二 |
| 新 川 郡 | 新 川 郡 | 曳 鬼 | 水 前 見 郡 | 新 川 郡 | 一 |
| 上 新 川 郡 | 下 新 川 郡 | 曳 鬼 | 水 前 見 郡 | 京 都 府 與 謝 郡 | 一 |
| 曳 鬼 | 吉 島 | 曳 鬼 | 水 前 見 郡 | 井 | 一 |
| ブリ | ブリ | ブリ | 同 | | |
| 一 一 一 | 一 一 一 | 一 一 一 | 一 一 一 | | |

| 年 五 和 昭 | 年 四 和 昭 | 年 三 和 昭 | 年 二 和 |
|---------------------------------------|--|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 午 前 七 時 四 十四 分 日 | 午 前 七 時 三 十三 分 日 | 午 後 五 八 時 日 | |
| 上 新 川 郡 | 下 新 川 郡 | 射 水 神 樂 | |
| 曳 鬼 | 吉 島 | 曳 鬼 | |
| ブリ | ブリ | ブリ | |
| 四 三 三 | 五 二 二 | 四 三 | 二〇 二〇 |
| 午 十二 前 二 八 五 時 日 | 午 十二 前 二 八 三 十 時 日 | 午 十二 前 二 六 四 時 日 | 朝 十二 月 二 四 四 時 日 |
| 石 岸 川 縣 鹿 島 郡 端 | 同 | 射 水 新 平 塚 | 水 前 見 郡 |
| | | 曳 鬼 | 水 前 見 郡 |
| | | フクラギ | |

| | |
|---------|----------|
| 新湊漁業組合 | 計一 |
| 雄神漁業組合 | |
| 二上村伏木町能 | 八二 |
| 町村漁業組合 | 五〇〇、〇〇 |
| 庄東漁業組合 | 一八〇、〇〇 |
| 計四 | 一三一、〇〇 |
| 窪村漁業組合 | 三一三、〇〇 |
| 地藏漁業組合 | 二一三、〇〇 |
| | 二、〇〇〇、〇〇 |
| 蕃殖保護 | 事業補助 |
| 共同販賣 | 資金貸付 |
| 蕃殖保護 | 共同販賣 |
| 表彰 | 資金貸付 |
| 訓育 | 共同販賣 |
| 蕃殖保護 | 共同販賣 |
| 共同購買 | 資金貸付 |
| 副業獎勵 | 共同販賣 |
| 蕃殖保護 | 共同販賣 |
| 共同購買 | 資金貸付 |
| 種類 | 人經費 |
| 生產額 | 種經費 |
| 取拔品目 | 手數料 |
| 塘、ゴマ | 利貸付金額 |
| 加工品製造 | 手數料 |
| 醸加工品製造 | 利貸付金額 |
| 罐頭 | 手數料 |
| 醬油 | 利貸付金額 |
| 砂糖 | 手數料 |
| 鰹兒放流 | 利貸付金額 |
| 鰹兒放流 | 利貸付金額 |
| 四〇圓 | 三、二八〇圓 |
| 五圓 | 一六〇圓 |
| 四〇圓 | 九五三圓 |
| 九五名 | 四五百圓 |
| 人員額 | 手數料 |
| 九五圓 | 利貸付金額 |
| 九三圓 | 手數料 |
| 九〇圓 | 利貸付金額 |
| 一五〇圓 | 利貸付金額 |

| 永見浦漁業組合 | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|---------|---------|
| 葛田漁業組合 | 漁業組合 | 漁業組合 | 漁業組合 |
| 六三 | 六一 | 六〇 | 五九 | 五八 | 五七 | 五六 | 五五 | 五四 | 四五 | 四三 | 一九三、〇〇 |
| 二、〇六、〇〇 | 一、九〇、〇〇 | 一、八九、〇〇 | 一、八八、〇〇 | 一、八七、〇〇 | 一、八六、〇〇 | 一、八五、〇〇 | 一、八四、〇〇 | 一、八三、〇〇 | 一、八二、〇〇 | 一、八一、〇〇 | 一、八〇、〇〇 |
| 三九、〇〇 | 三八、〇〇 | 三七、〇〇 | 三六、〇〇 | 三五、〇〇 | 三四、〇〇 | 三三、〇〇 | 三二、〇〇 | 三一、〇〇 | 三〇、〇〇 | 二九、〇〇 | 二八、〇〇 |
| 一、七九、〇〇 | 一、七八、〇〇 | 一、七七、〇〇 | 一、七六、〇〇 | 一、七五、〇〇 | 一、七四、〇〇 | 一、七三、〇〇 | 一、七二、〇〇 | 一、七一、〇〇 | 一、七〇、〇〇 | 一、六九、〇〇 | 一、六八、〇〇 |
| 九〇、〇〇 | 八九、〇〇 | 八八、〇〇 | 八七、〇〇 | 八六、〇〇 | 八五、〇〇 | 八四、〇〇 | 八三、〇〇 | 八二、〇〇 | 八一、〇〇 | 八〇、〇〇 | 七九、〇〇 |
| 一、七九、〇〇 | 一、七八、〇〇 | 一、七七、〇〇 | 一、七六、〇〇 | 一、七五、〇〇 | 一、七四、〇〇 | 一、七三、〇〇 | 一、七二、〇〇 | 一、七一、〇〇 | 一、七〇、〇〇 | 一、六九、〇〇 | 一、六八、〇〇 |
| 資金貸付 | 副業獎勵 | 警備 | 遭難救恤 | 蕃殖保護 | 共同購買 | 共同販賣 | 共同購買 | 共同販賣 | 共同運搬 | 付料船貨 | 一、一二〇圓 |
| 利貸付金額 | 種生産額 | 種經費 | 種類費 | 種類費 | 資金貸付 | 手數料 | 手數料 | 手數料 | 取拔品目 | 取拔金高 | 七二九圓 |
| 一、二〇〇圓 | 四、〇〇〇圓 | 四五圓 | 四三圓 | 四二五圓 | 一、七九、〇〇 | 一、一〇〇圓 | 一、一〇〇圓 | 一、一〇〇圓 | 漁網、柿漬、石炭 | 一、一〇〇圓 | 一、一〇〇圓 |
| 一、二〇〇圓 | 一、七九、〇〇 | 一、七九、〇〇 | 一、七九、〇〇 | 一、七九、〇〇 | 七六八圓 | 八〇〇圓 | 八〇〇圓 | 八〇〇圓 | 利貸付金額 | 利貸付金額 | 利貸付金額 |

| | | 中波漁業組合 | | 下新川郡漁業組合 | | 合計 | | 計 | | 計 | |
|---------|--|-----------|---------|-----------|---------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 共同販賣 | | 四一、〇〇三、〇〇 | 二九 | 四一、〇〇三、〇〇 | 二九 | 一、〇四九、〇〇 | 一、〇四九、〇〇 | 一、〇四九、〇〇 | 一、〇四九、〇〇 | 一、〇四九、〇〇 | 一、〇四九、〇〇 |
| 共同購貿 | | 手數料 | 三、九〇八圓 | 手數料 | 三、九〇八圓 | 肥料、塘利子 | 肥料、塘利子 | 肥料、塘利子 | 肥料、塘利子 | 肥料、塘利子 | 肥料、塘利子 |
| 共同運搬 | | 付料 | 三二九圓 | 付料 | 三二九圓 | 運搬船貸 | 運搬船貸 | 運搬船貸 | 運搬船貸 | 運搬船貸 | 運搬船貸 |
| 資金貸付 | | 貸付金額 | 一一、七一七圓 | 貸付金額 | 一一、七一七圓 | 昭和五年未耕打機ヲ搭度ニハ生産額ナシ | 昭和五年未耕打機ヲ搭度ニハ生産額ナシ | 昭和五年未耕打機ヲ搭度ニハ生産額ナシ | 昭和五年未耕打機ヲ搭度ニハ生産額ナシ | 昭和五年未耕打機ヲ搭度ニハ生産額ナシ | 昭和五年未耕打機ヲ搭度ニハ生産額ナシ |
| 共同貯金 | | 貯金額 | 一、二八〇圓 | 貯金額 | 一、二八〇圓 | 人員費 | 人員費 | 人員費 | 人員費 | 人員費 | 人員費 |
| 番殖保護 | | 經費 | 一七、一四二圓 | 經費 | 一七、一四二圓 | 鮑養殖 | 鮑養殖 | 鮑養殖 | 鮑養殖 | 鮑養殖 | 鮑養殖 |
| 副業獎勵 | | 種類 | 九八名 | 種類 | 九八名 | 昭和五年未耕打機ヲ搭度ニハ生産額ナシ | 昭和五年未耕打機ヲ搭度ニハ生産額ナシ | 昭和五年未耕打機ヲ搭度ニハ生産額ナシ | 昭和五年未耕打機ヲ搭度ニハ生産額ナシ | 昭和五年未耕打機ヲ搭度ニハ生産額ナシ | 昭和五年未耕打機ヲ搭度ニハ生産額ナシ |
| 獎勵金交付年次 | | 獎勵金交付ノ主体 | 設備ノ種類 | 設備費總額 | 獎勵金額 | | | | | | |
| 大正十四年 | | 下新川郡水產會 | 船溜場 | 三三、八三五 | 四 | | | | | | |
| 昭和元年 | | 中波漁業組合 | 船溜場 | 二三、三五 | 四 | | | | | | |
| 昭和二年 | | 雄神漁業組合 | 共同販賣 | 一、〇九九 | 四 | | | | | | |
| 昭和三年 | | 地藏漁業組合 | 水產倉庫 | 一、〇三〇 | 四 | | | | | | |
| 昭和四年 | | 水見浦漁業組合 | 運搬船 | 八、三四 | 四 | | | | | | |
| 昭和五年 | | 宮崎浦漁業組合 | 暴風警報信號標 | 八六六 | 四 | | | | | | |
| | | 東水橋町漁業組合 | 船 | 二、〇六六 | 四 | | | | | | |

漁業共同施設獎勵金交付狀況

農林省に於ては大正十四年度より漁村振興事業の一つとして漁業共同施設の獎勵の爲め毎年約參拾萬圓位交付せられつゝある爲め漁村に於ける漁業上の共同的設備が大いに改良普及するに至りたるが、大正十四年度より昭和五年度に至る獎勵金の交付件數は四百四十三件に達し、その内本縣下に於けるものは左の通りである。

| 農山漁村指導委員會規程 | 農山漁村指導委員會規程 | 農山漁村指導委員會規程 | 農山漁村指導委員會規程 | 農山漁村指導委員會規程 | 農山漁村指導委員會規程 | 農山漁村指導委員會規程 | 農山漁村指導委員會規程 | 農山漁村指導委員會規程 | 農山漁村指導委員會規程 | 農山漁村指導委員會規程 | 農山漁村指導委員會規程 | |
|---|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--|
| 第一條 農山漁村ノ振興ニ關スル指導方針及之ヲ執行要目ヲ審議シ指導事務ノ統制ヲ圖ル爲農山漁村指導委員會ヲ置ク | | | | | | | | | | | | |
| 第二條 委員會ハ委員長及委員ヲ以テ組織ス | | | | | | | | | | | | |
| 委員長ハ内務部長ヲ以テ之ニ充ツ | | | | | | | | | | | | |
| 委員ハ農林課長、商工課長、耕地課長、農事試驗場長、種畜場長、穀物藥工品検査所長、水產講習所長、蠶業試驗場長ヲ以テ充ツルノ外關係官吏、吏員其他適當ト認ムル者ノ中ヨリ委員長之ヲ指名ス | | | | | | | | | | | | |
| 第三條 委員會ハ必要ニ應シ委員長之ヲ招集ス | | | | | | | | | | | | |

本縣に於ては農山漁村の振興を策する爲め、昭和六年十月三十日付を以て富山縣農山漁村指導委員會規程を制定せられたるが其の條文左記の如くである

- 第一條 農山漁村ノ振興ニ關スル指導方針及之ヲ執行要目ヲ審議シ指導事務ノ統制ヲ圖ル爲農山漁村指導委員會ヲ置ク
- 第二條 委員會ハ委員長及委員ヲ以テ組織ス
- 委員長ハ内務部長ヲ以テ之ニ充ツ
- 委員ハ農林課長、商工課長、耕地課長、農事試驗場長、種畜場長、穀物藥工品検査所長、水產講習所長、蠶業試驗場長ヲ以テ充ツルノ外關係官吏、吏員其他適當ト認ムル者ノ中ヨリ委員長之ヲ指名ス
- 第三條 委員會ハ必要ニ應シ委員長之ヲ招集ス

第四條 委員會ハ委員長ヲ以テ議長トス委員長故障アルトキハ委員中ヨリ適宜議長ヲ定ム
第五條 委員會ニ幹事ヲ置キ關係課員ノ中ヨリ委員長之ヲ指名ス幹事ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

漁港修築の状況

農林省に於ては大正七年度以來漁港修築獎勵の實施を見るに至り又昭和四年より別に小漁港の修築に對し補助金を交付せらるゝことになつたが既往に於て補助指導せられたるものは左の如くである

| | | | | |
|---------|-----------|----------|----------|---------|
| 大正七年度 | 福島縣(小名濱) | 千葉縣(白濱) | 靜岡縣(伊東) | 新潟縣(龍生) |
| 大正八年度 | 宮崎縣(油津) | 三重縣(波切) | | |
| 大正九年度 | 青森縣(八戸) | | | |
| 大正十年度 | 石川縣(輪) | 長崎縣(富江) | | |
| 大正十二年度 | 鹿兒島縣(串木野) | 千葉縣(銚子) | 神奈川縣(三崎) | |
| 昭和四年度 | 山口縣(下關) | 島根縣(江角) | 高知縣(室津) | 富山縣(水見) |
| 昭和五年度 | 富山縣(魚津) | 島根縣(濱田) | | |
| (小漁港) | | | | |
| 千葉縣(勝浦) | 神奈川縣(眞鶴) | 宮城縣(氣仙沼) | 三重縣(答志) | 兵庫縣(香住) |
| 福井縣(三國) | 高知縣(清水) | 富山縣(生地) | 秋田縣(平澤) | |

地方水產行政機關

(昭和七年一月現在)

水產課を置く道府縣～北海道、宮城、神奈川、靜岡、愛知、三重、高知、愛媛、島根、福岡、佐賀、長崎
商工水產課を置く府縣～青森、岩手、福島、茨城、千葉、山形、秋田、新潟、福井、石川、京都、和歌山、鳥取、岡山、廣島、山口、德島、香川、大分、熊本、鹿兒島、沖繩

魚價の低落状況

魚價は一般不況に伴ひ各地共低落したことは事實であるが、東京魚市場に於ける重要魚類の卸賣相場によると左表の如き指數が現はれてゐる

東京魚市場、重要魚類卸賣相場指數表 (大正十三年ノ魚價ヲ百トシ大正)

| 産地 | 魚名 | 大正十三年 | 大正十四年 | 大正十五年 | 昭和二年 | 昭和三年 | 昭和四年 | 昭和五年 |
|------|---------|-------|-------|-------|------|------|------|------|
| 近 | 馬ぐろ | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| まこたひ | カタクチイワシ | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| まことひ | さうだかつな | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 千葉九 | 八九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 |
| 福井六 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 |
| 三三九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 |
| 三三九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 |
| 三三九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 |
| 三三九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 |
| 三三九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 |
| 三三九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 |
| 三三九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 |
| 三三九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 |
| 三三九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 |
| 三三九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 |
| 三三九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 |
| 三三九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 | 九九九 |

其他商工課又は農林課に屬する府縣～富山、東京、大阪、滋賀、岐阜、長野、群馬、埼玉、栃木、山梨、兵庫、

香川、奈良

| 海 產 | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| さ | い | 大 | さ | き | こ | ひ | す | ほ | き |
| い | は | さ | き | こ | し | う | で | た | な |
| い | ん | わ | あ | よ | は | ま | え | ま | た |
| わ | ん | わ | よ | は | ま | じ | ぢ | り | ひ |
| な | わ | な | わ | は | ま | ち | だ | こ | ひ |
| た | わ | た | わ | は | ま | ぢ | ぢ | こ | ひ |
| ひ | わ | ひ | わ | は | ま | ぢ | ぢ | こ | ひ |
| な | わ | な | わ | は | ま | ぢ | ぢ | こ | ひ |
| た | わ | た | わ | は | ま | ぢ | ぢ | こ | ひ |
| ひ | わ | ひ | わ | は | ま | ぢ | ぢ | こ | ひ |

水產大法要執行

全國水產大法要は左記の通り執行せられた

- 一、名譽總裁 農林大臣、副總裁 農林政務次官、帝國水產會長、大日本水產會副總裁、水產局長
- 二、法要修行者 曹洞宗大本山當局
- 三、事務擔任者 大本山總持寺參務 長谷川孝善
- 四、日程
- 三月二十二日 一、水族大供養 鶴見大本山總持寺にて
二、物故者追悼 同上
- 三月二十三日 三、奉納水產の夕 日比谷公會堂に於て
四、全國ラヂオ放送 同上中繼
- 五、全國水產關係者一齊休業
- 三月二十五日 六、海上平安大施餽鬼法會 東京灣海上に於て
七、全國魚類大廉賣デー
八、海上安全デー
九、全國魚類大廉賣デー
十、全國水產大法要事務所
- (東京市神田區一ツ橋町二中央佛教會館内)
- 十一、活動及芝居等奉納割引デー
- 十二、大漁大祈願 小田原道大雄山最乘寺に於て
- 十三、第一日より三日間 製品々評會
- 十四、全國水產大法要事務所
- 十五、業者より各種醸製品の出品を認め之を一般に觀覽せしめて参考に資し別に製品の審査があつた

水見郡醸製品同業組合は醸製品の改善發達を圖る目的を以て本年三月二十七日より三月二十九日まで三日間水見町今町尋高小學校に於て醸製品研究會を開催せられたが其の狀況次の如くである

第一日より三日間 製品々評會

活動及芝居等奉納割引デー

全国魚類大廉賣デー

海上安全デー

全国水產大法要事務所

業者より各種醸製品の出品を認め之を一般に觀覽せしめて参考に資し別に製品の審査があつた

醸製品研究會開催

第一回より三回間 参考品陳列會 ～ 鮑を原料とする縣外製品、試験製品及鮑製品製造用器具機械並調味料、包装容器類等を陳列

三月二十八日 講演會へ 鮑製品に關する講演

三月二十九日 試食會へ 品評品、参考品中より製品の試食をなし品評をなした

本縣昭和七年度水產關係施設事業の內容

今期通常縣會に提出せられたる本縣昭和七年度水產關係施設事業の內容大体左記の如くである

一、本縣商工課所管の分

| | | |
|--------|------|--|
| 漁船改良獎勵 | 九九〇圓 | 一隻平均十噸二十馬力のもの四隻に對し建造費の七分強に相當する獎勵金を下付せむ |
| 水產養殖獎勵 | 四一〇圓 | 鰻の池中養殖獎勵 二ヶ所一〇〇圓 |
| 水產製造獎勵 | 八六二圓 | 鮑の養殖獎勵 三ヶ所一二〇圓 |
| | | 鮑、石花菜、淺海利用増殖獎勵 三ヶ所一一〇圓 |
| | | 魚類煮熟裝置改良竈設備二ヶ所 三〇〇圓 |
| | | 蒲鉾製造機械設備四ヶ所 一三六圓 |
| | | 水產物加工講習會補助二臺分 一〇〇圓 |
| | | 鮑製品研究會開催補助 一五〇圓 |
| | | 水產製品改良利用補助 一二〇圓 |
| | | 水產製品改良利用補助 五六圓 |

| | | |
|------------|---------|---------------------------------------|
| 水產製品共同出荷獎勵 | 二五〇圓 | 水產製品の共同取引をなし利益の増進を計るため共同出荷に關する施設を獎勵せむ |
| 漁業組合獎勵 | 四一二圓 | 漁業組合の共同施設事業獎勵 |
| 漁場改良 | 四七〇圓 | 漁場測量標柱の建換、補充をなさむとす |
| 漁業監督 | 六二四圓 | 漁獵場監視、漁業取締、其の他 |
| 講習講話會費 | 一〇〇圓 | 漁業組合事務講習會開催豫定四ヶ所 |
| 水產會助成 | 一、九九五圓 | 縣水產會事業補助 |
| 鮭 鯽 增殖 | 二三、四四八圓 | 本縣沖合漁業の開發並動力漁船の普及及發達を計るため左記漁業試験をなさむとす |

| | | |
|------------|--------------|---------------------------------------|
| 海況調查 | 富山灣定期觀測、横斷觀測 | 本縣沖合漁業の開發並動力漁船の普及及發達を計るため左記漁業試験をなさむとす |
| 漁業試験 | 重要漁村に於ける漁況調査 | 本縣沖合漁業の開發並動力漁船の普及及發達を計るため左記漁業試験をなさむとす |
| 小型發動機船通種 | 一、四〇〇圓 | 鮪延繩漁業、鮪流網漁業、鰐延繩漁業 |
| 水產製品改良利用試驗 | 一六二圓 | 本縣內水產製品改良及漁獲物利用の目的を以て左記の通試験をなさむとす |
| 水產製造化學試驗 | 一三五圓 | 魚類脫脂方法、乾燥品の乾燥程度並貯藏關係、市販各種乾燥製品の乾燥度檢定 |
| 稚魚繁殖保護調查 | 三二圓 | 稚魚の種類、數量、出現時期、成長度、食餌等に付調査をなさむとす |
| 藻貝移植試驗 | 一二五圓 | 淺海利用として藻貝の移植試験を施行せむとす |
| 魚糧製造機試驗 | 一、一六〇圓 | 家畜、養鶏の飼料たる魚糧製造の普及を計る趣旨を以て魚糧粉末機を購入も之か |

二、本縣水產講習所の分

| | |
|------------|--------|
| 漁業基本調查 | 四三七圓 |
| 小型發動機船通種 | 一、四〇〇圓 |
| 漁業試驗 | 一六二圓 |
| 水產製品改良利用試驗 | 一三五圓 |
| 水產製造化學試驗 | 三二圓 |
| 稚魚繁殖保護調查 | 一一五圓 |
| 藻貝移植試驗 | 一、一六〇圓 |
| 魚糧製造機試驗 | 一一五圓 |

遠洋漁業試験指導 一四、二六二圓

本縣遠洋漁業の開発指導並練習生養成のため立山丸を以て左記の通試験指導生徒
練習に從事せむ。

船延繩漁業 北海道三陸沖合 三ヶ月間

機船底曳網漁業 日本海冲合 露頭沿岸能登沖合 一ヶ月間

海洋調査、指導 其他 本縣近海 其他 隨時

本會通常總會の狀況並昭和七年度施設事業の內容

昭和七年二月二十七日午後二時より縣會議事堂に於て第十一回通常總會を開會當日の出席者は柳川、上野兩副會長、小島特別議員、飯倉、橋、宮城、絹野、水口、佐伯、崎、酒井、深井の各議員其の他縣水產係、本會職員三十五名に達し柳川副會長議長席に就き左記各事項を附議し種々質議應答ありたるが結局原案通可決し午後四時三十分閉會した

附 議 事 項

議案第一號專決事項ニ關スル件

- 1、下田假孵化場數地無償借用契約ノ件
- 2、宇奈月淡水魚族養殖場敷地寄附並無償貸與頒出ニ付採納ノ件
- 3、議案第二號昭和五年度收支決算並事業報告ノ件
- 4、第三號同上剩余金處分ノ件
- 5、第四號昭和五年度淡水魚族增資資金收支決算ノ件
- 6、第五號 同 上剩余金處分ノ件
- 7、第六號昭和六年度宇奈月淡水魚族養殖場建設工事費豫算變更ノ件
- 8、第七號昭和七年度宇奈月淡水魚族養殖場建設工事費豫算ノ件 (臨時部)
- 9、第八號同上經費分賦收入方法ノ件 (一般會計)
- 10、第九號昭和七年度淡水魚族養殖事業收支豫算並事業方法ノ件 (特別會計)
- 11、第十號昭和七年度宇奈月淡水魚族養殖場建設工事費豫算ノ件 (臨時部)
- 12、第十一號昭和七年度神通川筋淡水魚族養殖場建設工事費豫算ノ件 (同 上)

昭和七年度豫算額

壹萬九千百參拾壹圓

一般會計豫算額

參萬八千貳百八拾九圓

臨時部淡水魚族養殖場建設工事費豫算額

壹萬參千拾圓

宇奈月養殖場

壹萬參拾圓

神通川筋養殖場

四、煮乾螢烏賊 四万九千貫

(二)

水產製品検査(豫算額七、一四〇圓)

(同)

水產品の改善統一を圖り併せて販路の擴張と共に益々其の聲價を向上せしむる目的の下に前年度同様本會水產製品

検査規程に従ひ検査を施行せむ。

| 製品名 | 検査豫定數量 |
|-------|--------|
| 一、煮乾鰯 | 二十八萬貫 |
| 二、櫻乾鰯 | 四十五萬貫 |
| 三、鱈甲蝦 | 三千貫 |

昭和七年度事業方法

(一般會計)

(二) 牡蠣垂下式養殖試驗 (豫算額一〇〇圓)

本縣の海岸地先は概して岸深にして淺海部分狹小なるため貝藻類の養殖事業至て不振にして產額亦僅少なりと雖其の施設如何に因りては開拓の余地相當あるべく殊に近來沿岸漁業漸く衰退せむとするに際會し淺海利用としての養殖施設の普及發達に俟ち漁利の永續を計るの堅要なるものあり

依て本年度に於て需要の範圍廣く且つ營養分に富む牡蠣に付左記により垂下式養殖試験を施行し其のに成績により一般に獎勵せむとす

一、豫定場所

東若瀬港附近或は水見郡阿尾

二、開始時期

四月(二ヶ年養成の豫定)

三、種苗供給先

本縣產

四、供試數量

約二斗

(三) 漁村及漁家經濟調査 (豫算額五〇〇圓)

現下漁村不況の實情に鑑み漁村及漁家經濟改善の根本方針樹立の緊要なるものあり昨年帝國水產會主催道府縣水產會事務協議會にて全國的に統一したる調査を行ふことに申合せたる關係もあり帝國水產會と聯絡の上一定の様式に基き漁村及漁家の經濟調査を施行せむとす

(四) 漁業用品展覽會 (豫算額三〇〇圓)

近時文化の進展に伴ひ漁業方面に於ても學理を應用したる機械器具又は各種材料等の改良考案されたるもの多種在りと雖も未だ之が見識淺き爲一般に應用普及するもの渺々を遺憾とす依て此際全國各方面より之等の用品を蒐集し當業者は勿論一般人士の觀覽に供し以て新業の改善を計るゝと共に水產思想の普及啓發に資する目的を以て左記により展覽會に併て講演會を開催せむとす

一、會場 未定

二、會期 八月中一週間

(八) 遭難救護 (豫算額五〇圓)

本會遭難救護規程に従ひ該當者に對し金員を交付し之を弔慰せむとす

(九) 郡市水產會長會議 (豫算額二〇〇圓)

斯業の振興に關する諸般の重要な件に付討議研究し併て事務聯絡を目的とし開催せむとす

一、開催豫定地 富山市

二、開催時期 二月又は三月

(十) 漁業組合長會議 (豫算額三〇〇圓)

漁村の振興に關する諸種の案件に付討議研究の目的を以て開催せむとす

一、開催豫定地 富山市

二、開催時期 十一月

(十一) 北日本七縣水產大會 (豫算額一三〇圓)

水產業の改良發達を圖り一面當業者の親睦を期する目的を以て從來北日本に面する福井、石川、富山、新潟、山形、秋田、青森の七縣聯合し北日本七縣聯合水產大會を毎年一回輪番を以て開催し居るが本年度は新潟縣水產會主催にて開催の豫定に付之が貢擔金を計上すると共に當業者の出席を促さむとす

特別會計

(一) 庄川養殖事業

庄川筋小牧、祖山兩發電用堰堤のため魚族の成長並に蕃殖を妨げらるゝこと不尠ものあるに依り左の養殖事業を施行し以て別に縣へ委嘱せる鮭鱒族孵化放流事業の効果と相俟て從來漁利の確保に努めむとす

(1) 鯉苗放流 (豫算額五、八九〇圓)

一、施行時期 十一月中

二、種苗の產地及大さ 縣內產當才質鯉一尾平均十匁

三、放流場所 及数量

(2) 鰻苗放流 (豫算額三、七七七圓)

小牧祖山兩堰堤下流河口間 二十一萬四千尾
小牧祖山兩堰堤ブール間 一萬六千尾
計 二十三萬尾

(3) 小鮎放流 (豫算額八六〇圓)

一、放流場所 小牧堰堤下流河口間 二、三月中
二、種卵產地 霞ヶ浦
三、種卵數量 一千二百万粒
四、放流場所 四方尾

(4) 公魚人工孵化放流 (豫算額五二〇圓)

一、施行時期 二、三月中
二、種卵產地 霞ヶ浦
三、種卵數量 六百萬粒
四、放流場所

(5) 放流魚飼育試驗 (豫算額七二五圓)

廣上淡水魚產增殖場を利用し大体左記放流魚族の種苗生産經濟並に成育試驗を行ひ以て養殖事業の將來に資せむとす

三、陳列品 機械類、器具、材料、模型、圖表、其他水產思想喚起上適切なる資料

四、講演 會期中隨時開催せむとす

(六) 水產施設事業獎勵 (豫算額二〇〇圓)

都市水產會の活動を助成する目的を以て豫算の範圍内に於て獎勵金を交付せむとす

(七) 會報及時報發刊 (豫算額六〇圓)

新業に關する各種の參考資料を印刷し關係者に配布せむとす

(一) 黒部川養殖事業

| 試験項目 | 施行豫定期 | 供試豫定期 | 供試豫定期数量 |
|------------------------|--|-------|---------|
| 一、鯉人工孵化飼育試験 | 自五月至翌年三月 | 十万粒 | |
| 二、放流鯿苗の撫育に對する抵抗力試験 | 自四月至翌年三月 | 五貫 | |
| 三、放流鯿苗成育試験 | 自五月至翌年三月 | 二十貫 | |
| 四、放流鮎成育試験 | 自四月至六月 | 五千尾 | |
| 五、公魚池中飼育試験 | 自四月至翌年三月 | 一万尾 | |
| (6) 魚道整理並漁業取締(豫算額七〇〇圓) | 自四月至翌年三月 | 八千尾 | |
| 一、魚道整理 | 小牧及祖山兩堰堤より各其の放水口に至る間を除きたる區間の魚道を整理し養殖事業の効果を助成せむとす | | |
| 二、漁業取締 | 庄川本川及其の支流並に河口に於ける違反漁業の防止を計ること共に各用水に於ける過剩水引用の防止に努めむとす | | |

(7) 放流魚成績調査並水理調査

(豫算額三八〇圓)

一、放流魚成績調査

放流魚の分布、成育状態、漁獲高を調査し其の効果を闡明せむとす

二、水理調査

水温、水質、透明度等を調査し養殖事業施行上の資料たらしめむとす

(2) 放流魚飼育試験(豫算額二一〇圓)

宇奈月淡水魚族養殖場を利用し放流魚族の飼育試験を行ひ養殖事業の將來に資せむとす

試験項目

小鮎飼育試験

施行時期

自五月至十月

供試數量

一千尾

(3) 放流魚成績調査並取締

(豫算額一〇〇圓)

放流魚族の分布、成育状態、漁獲高を調査し其の効果を闡明ならしむる外違反者の防止に努め蕃殖保護の實を擧げる

(二) 神通川養殖事業

| 事業種類 | 同上経費 |
|-------|------|
| 技術員設置 | 三〇円 |
| 水産業視察 | 四〇 |
| 事業奨励 | 三一五 |
| 弔慰 | 二〇 |

下新川郡水產會

(昭和六年度)

明

事業種類

説

(3) 放流魚成績調査並取締(豫算額三五〇圓)

魚族の孵化放流に伴ひ其の分布、成育状態を調査し其の効果を闡明ならしむる外違反者の防止に努め蕃殖保護の實を擧げむとす

- (1) 鮎人工孵化放流(豫算額五七〇圓)
一、施行時期 十月中
二、採卵數量 四千万粒
三、採卵並放流場所 神通川筋聯隊橋附近
- (2) 雉鮎掬上放流(豫算額一四四圓)
一、施行時期 五六月

| | |
|---------------|------|
| 水産講話會 | 二〇円 |
| 製造講習會 | 五〇円 |
| 北日本七縣水產大會出席獎勵 | 六〇円 |
| 漁撈製造改良獎勵 | 一〇〇円 |
| 遭難弔慰 | 一〇〇円 |
| 飼料鯛蓄養試驗 | 一〇〇円 |

斯業に關する智識の普及向上を計るため漁閑期を利用して開催場所滑川町、東水橋町、蒲鉾櫻乾醤の製造講習會を開催せむとす
新潟縣にて開催の水產大會に出席獎勵のため旅費補給せむとす
漁具、漁船、漁法の改良等及製品の改良販路の擴張を計るため適當と認めたるものに對し獎勵金を交付せむとす
會員にして遭難死亡したるものに對し金品を贈り弔慰せむとす
釣漁業の飼料たる鯛の蓄養試驗をなし其の成績により尊及獎勵せむとす

上新川水產會

| | |
|----------|------|
| 水產講話會 | 五〇円 |
| 水產業觀察 | 三〇円 |
| 漁撈製造改良獎勵 | 六〇円 |
| 遭難救恤 | 一〇〇円 |
| 副業獎勵 | 一〇〇円 |

漁閑期を利用して水產講話會を開催し斯業の啓發に資せむとす
縣下各地に於ける優良水產施設事業を視察せしめむとす
漁撈方法又は漁獲物の處理方法の改善施設又は製品の改善販路の擴張を計る施設をなすものに對し獎勵金を交付せむとす
會員にして遭難死亡したるものに對し金品を贈り弔慰せむとす
漁家の副業獎勵のため鯛の製造加工を獎勵せむとす

富山上新川婦負水產會

| | |
|------------------|------|
| 魚道施設調査 | 四〇〇円 |
| 漁業視察 | 四〇〇円 |
| 鮭鮎人工孵化事業用親魚捕獲助獎勵 | 八四二円 |
| 鰐鮎人工孵化事業用親魚捕獲助獎勵 | 二〇〇円 |
| 漁業獎勵 | 一〇〇円 |

魚族の通路及其の障害物調査をなさむとす
水電事業と河川漁業との關係に付他縣の實例等視察せむとす
河川漁業の取締をなす爲技術員を常置し巡視
縣及縣水產會にて施行の鮭鮎人工孵化事業用親魚捕獲助獎勵せむとす
漁具、漁法改良指導獎勵せむとす

| | |
|--------|--------|
| 鯉兒孵化放流 | 一・五七五円 |
| 鯿兒放流 | 二〇〇円 |
| 鯉兒放流 | 一〇〇円 |
| 鯉兒放流 | 一〇〇円 |
| 鯉兒放流 | 一・五〇円 |

漁閑期を利用して水產講話會を開催し漁村の啓發に努めむとす
本縣主龍鯛製品研究會開催に際し援助をなさむとす
漁業組合の施設事業にして適切なるものに對し獎勵金を交付し之れが助成をなす
放生津渦利用方法考究の爲靜岡縣下の養鯛事業を視察せむとす
石花菜の蓄殖を計るため岩石數千貫購入し伏木町國分地先へ投石せむとす
本年新潟縣にて開催の北日本七縣水產大會に出席獎勵せむとす

射水郡水產會

| | |
|---------------|------|
| 水產講話會 | 五〇円 |
| 鮭製品講習會助成 | 五〇円 |
| 水產施設事業獎勵 | 六〇円 |
| 救助基金積立 | 五〇円 |
| 北日本七縣水產大會出席獎勵 | 一五〇円 |

漁閑期を利用して水產講話會を開催し漁村の啓發に努めむとす
本縣主龍鯛製品研究會開催に際し援助をなさむとす
漁業組合の施設事業にして適切なるものに對し獎勵金を交付し之れが助成をなす
放生津渦利用方法考究の爲靜岡縣下の養鯛事業を視察せむとす
石花菜の蓄殖を計るため岩石數千貫購入し伏木町國分地先へ投石せむとす
本年新潟縣にて開催の北日本七縣水產大會に出席獎勵せむとす

水見郡水產會

| | |
|---------------|------|
| 水產講話會 | 五〇円 |
| 鮭製品講習會助成 | 五〇円 |
| 水產施設事業獎勵 | 六〇円 |
| 救助基金積立 | 五〇円 |
| 北日本七縣水產大會出席獎勵 | 一五〇円 |

漁閑期を利用して水產講話會を開催し漁村の啓發に努めむとす
本縣主龍鯛製品研究會開催に際し援助をなさむとす
漁業組合の施設事業にして適切なるものに對し獎勵金を交付し之れが助成をなす
放生津渦利用方法考究の爲靜岡縣下の養鯛事業を視察せむとす
石花菜の蓄殖を計るため岩石數千貫購入し伏木町國分地先へ投石せむとす
本年新潟縣にて開催の北日本七縣水產大會に出席獎勵せむとす

帝國水產會總會の概況並昭和七年度施設事業の內容

帝國水產會第十一回通常總會は一月十九、二十兩日東京市赤坂區溜池三會堂に於て開催され本會選出議員橋文藏氏出席せらる提出事項は評議員補欠選任の件昭和五年度收支決算並剩余金處分の件、昭和七年總額は一般會計貳萬參千九百八拾四圓、特別會計は千九百七拾六圓である、今昭和七年度の事業方法及建議請願することに決定した事項を掲ぐれは次の通りである

昭和七年度事業方法

二、道府縣水產會事業協議會の開催

(道府縣水產會との事務聯絡を目的として開催するものとす)

二、各種調査

從來調査中に屬し未だ完了せざるものは引續き調査を行ふの外本年度に於ては左の事項に付調査を施行せむとす

- (1) 沿岸漁業に關する施設調査
- (2) 水產物配給改善に關する調査
- (3) 漁村是に關する調査

三、水產會施設の助成

本年度に於ける道府縣水產會の施設に對し助成を爲さむとす

- (1) 助成すべき施設の範圍

△水產思想の普及を目的とする講習會、展覽會及調查研究等

△水產事務職員の養成を目的とする講習會

△水產物食用に關する智識の普及を目的とする講習會、展覽會、品評會等

四、副業品の仲介斡旋

農漁村副業獎勵の目的を以て副業品の仲介斡旋を行はんとす

五、會報の發行

會報「帝水」は大体從前の方針に依り發刊するものとす

六、資料の出版

本年度に於ては左記其の他の資料を刊行、無料又は實費を以て頒付せんとす

(1) 內外水產事情 (2) 系統的水產會の狀況に關する資料 (3) 水產物配給改善に關する調査資料

(4) 漁村是に關する資料 (5) 沿岸漁業施設に關する調査資料

政府並貴衆兩院に建議及請願事項

- 一、水產會法中改正に關する件
- 二、水產會國庫補助增額に關する件
- 三、漁家負債整理に關する件
- 四、水產物需給改善に關する件
- 五、水產金融改善に關する件
- 六、漁村及漁家經濟調查に關する件
- 七、沿岸漁業の振興に關する件
- 八、遠洋漁業獎勵繼續に關する件
- 九、水產冷藏獎勵に關する件
- 一〇、水產物輸出增進に關する件
- 一一、水產物運賃低減に關する件

人 事

一一八

本縣農林技師（水產係）栗田要吉氏は本年三月二日付を以て福井縣へ轉任になり其の後任には福井縣農林技師佐々木三治氏に決定を見た

栗田技師は昭和三年七月本縣へ來任せられ爾來本縣水產業殊に發動機漁業の指導啓發に盡されたる功績偉大なるものがある氏は穏健著實人格者として地方稀に見る人物であつたが一般に轉任を惜しまれてゐる

又新任の佐々木技師は敏腕を以て聞え郷里は東水橋町であり元石川縣にも在任せられたこもあり北陸の水產業には精通してゐる

から適材を得たことで今後氏の活躍を期待されてゐる

昭和七年三月二十八日印刷

昭和七年三月三十一日發行

【非賣品】

發行所 富山縣水產會

富山縣廳構内

發行兼編輯人

窪木幸作

富山縣上新川郡山室村館出六番地

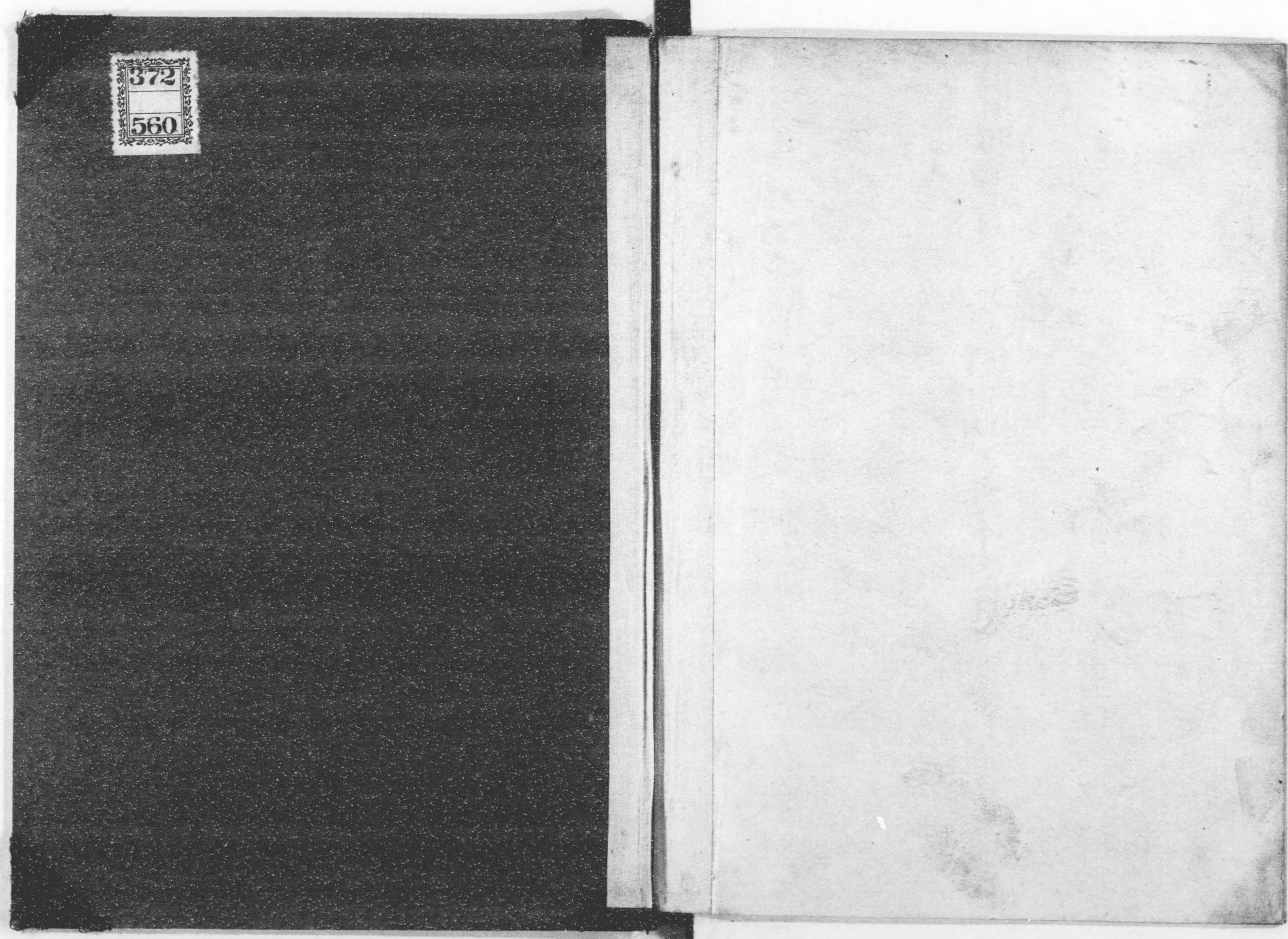
富山市立町十七番地

印刷者 今泉安次郎

富山市立町十七番地

印刷所 今泉寫眞製版印刷所

電話三二四五番



終

